

平成23年度

教育に関する事務の管理及び執行状況の
点検・評価に関する報告書（平成22年度対象）



平成23年11月

宇佐市教育委員会

目 次

I 点検及び評価制度の概要	1
II 教育委員会	3
III 教育委員会事務局の行政組織	10
IV 教育委員会の基本方針と目標等	11
V 点検及び評価の結果	27
VI 点検・評価シート	32
VII 今後の教育委員会の対応と方向性	59
資料 「宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱」	60

I 点検及び評価制度の概要

1 制度について

平成18年12月、教育基本法が制定以来、およそ60年ぶりに改正された。さらに教育三法が改正される中、教育委員会の自己評価の必要性が中央教育審議会等における従来からの議論に加え、平成18年度に発足した「教育再生会議」の第一次報告においても言及された。

こうした状況を背景に、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の改正目的である「教育委員会の責任体制の明確化」のひとつとして、同法第27条の規定に基づき、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。

2 目的について

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の教育委員会が決定する教育行政に関する基本的方針のもと、教育長及び事務局が広範かつ専門的な具体的教育行政事務を執行するものである。

このため、事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高いものと考えられる。また、教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たし、その活動を充実することが求められている。

このようなことから、教育委員会の行政の執行状況について、点検・評価を実施することが義務づけられた（地教行法第27条）。

また、評価の結果を議会に提出し、公表しなければならないこととされたことにより、住民の代表である議会において、教育委員会の点検・評価に対する評価がなされるとともに、地域住民への説明責任を果たすことになる。

3 対象事業の考え方

点検・評価の対象事業は、平成22年度における教育委員会の権限に属する事務のうち教育委員会が実際に管理・執行している主要な事務事業を対象とした。この対象事業を担当課（管理課、学校教育課、社会教育課、図書館、学校給食課）ごとに、その成果や効果、また課題や問題点を点検・評価シートとして作成し、事務の管理及び執行の状況についての自己評価を実施した。

4 学識経験者の知見の活用

点検・評価を実施するにあたり、地教行法第27条第2項の規定による知見の活用を図るため、「宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱」を定め、教育委員会事務局が行った点検・評価シートごとの結果（自己評価）について、外部評価（「意見」と「評価」）を受けるという形で実施した。

学識経験者の選定にあたっては、教育分野に精通している方を前提としつつ、広い観点からの知見を期して、学校教育分野、社会教育分野での教育や人材育成に携わった経験のある識見の高い方の知見の活用を考慮した。

宇佐市教育委員会事務点検評価委員

(敬称略)

氏 名	職 歴 等
松 本 ^{よし} ^{のり} 嘉 徳 (宇佐市大字橋津)	元 宇佐市立四日市南小学校長 元 旧宇佐市教育委員 元 民生委員・児童委員協議会長
石 川 ^{たけし} 彪 (安心院町山蔵)	元 旧安心院町立深見中学校長
佐 藤 ^{おさ} ^み 修 水 (院内町大門)	元 院内町役場 社会教育課 社会教育主事 元 妙見荘 施設長 人権擁護委員

《参考》地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 教育委員会

1 教育委員会制度

教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育事務を執行するため、すべての地方公共団体に設置される合議制の機関（行政委員会）である。

この教育委員会制度は、一般人（レイマン※注）である非常勤の委員で構成される教育委員会の委員の合議により、大所高所から基本方針を決定し、それを教育行政の専門家である教育長が事務局を指揮監督して執行するという「レイマン・コントロール」のもとに運営されている。

委員は、教育の政治的中立という観点から、当該地方公共団体の長が、住民の代表である議会の同意を得て、任命することになっている。

教育委員会は、教育行政や学校運営が、教員など教育の専門家だけの判断に偏ることがないように、レイマンである委員を通じて、広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度である。

※注「レイマン」とは、単なる「素人」ではなく、一般的な学識、経験が豊かであり、人格が高潔な人であるが、教育の専門家ではないという意味で用いられているもの。

2 教育委員会の構成

- 教育委員会は、5人の委員から構成されている。
- 委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命され、その任期は4年であり、再任されることもできる。
- 委員長は、委員の中から互選で選ばれ、教育委員会を代表し、教育委員会の会議を主宰する。委員長の任期は1年であるが、再任されることもできる。
- 教育長は、委員長以外の委員の中から教育委員会が任命する。教育長は、教育委員会の指揮監督の下、すべての事務をつかさどる。
- 事務局は、教育長の統括のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理する。事務局の組織は、教育委員会の規則で定められている。

3 教育委員会の会議（平成22年度開催実績）

教育委員会の会議は、毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会の開催、緊急時の持ち回り決裁等、平成22年度において次のとおり会議を開催し、審議をおこなった。

教育委員会議 4月 平成22年4月28日

区分	内 容
議案1	区域外就学について
議案2	平成22年度準要保護児童・生徒の認定について
議案3	教職員人事評価制度に係る苦情相談制度実施要領の制定について
議案4	宇佐市文化施設運営委員会委員の委嘱について
議案5	宇佐海軍航空隊跡整備計画検討委員会設置要綱の制定について
議案6	史跡法鏡寺廃寺跡保存整備計画検討委員会設置要綱の制定について

教育委員会議 5月 平成22年5月31日

区分	内 容
議案1	区域外就学について
議案2	平成22年度準要保護児童・生徒の追加認定について
議案3	宇佐市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について
議案4	宇佐市立学校教育施設整備計画等検討委員会設置要綱の一部改正について
議案5	専決処分の報告について
議案6	宇佐市スポーツ施設整備事業補助金交付要綱の制定について
議案7	平成22年度教育費一般会計補正予算（第1号）（案）について

教育委員会議 6月 平成22年6月7日（持ち回り）

区分	内 容
議案1	区域外就学について

教育委員会議 6月 平成22年6月25日

区分	内 容
議案1	区域外就学について
議案2	平成22年度準要保護児童・生徒の認定について
議案3	宇佐市指定文化財事業補助金交付要綱の制定について
議案4	和解及び損害賠償の額の決定について

教育委員会議 7月 平成22年7月30日

区分	内 容
議案1	区域外就学について
議案2	平成23年度使用小学校教科用図書採択について

教育委員会議 8月 平成22年8月26日

区分	内 容
議案1	区域外就学について
議案2	平成22年度教育費一般会計補正予算（第4号）（案）について

教育委員会議 9月 平成22年9月3日（持ち回り）

区分	内 容
議案1	区域外就学について

教育委員会議 9月 平成22年9月24日

区分	内 容
議案1	区域外就学について
議案2	区域外就学について
議案3	宇佐市教育委員会委員長の選任について
議案4	宇佐市教育委員会委員長職務代理者の指定について

教育委員会議 10月 平成22年10月29日

区分	内 容
議案1	区域外就学について
議案2	区域外就学について

教育委員会議 11月 平成22年11月10日（持ち回り）

区分	内 容
議案1	宇佐市民図書館協議会委員の任命について

教育委員会議 11月 平成22年11月24日

区分	内 容
議案1	区域外就学について
議案2	区域外就学について
議案3	平成22年教育費一般会計補正予算（第5号）（案）について

教育委員会議 12月 平成22年12月24日

区分	内 容
議案1	区域外就学について
議案2	小規模特認校就学申請について
議案3	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価に関する報告書（案）について（平成21年度対象）
議案4	区域外就学について

教育委員会議 12月 平成22年12月28日（持ち回り）

区分	内 容
議案1	区域外就学について

教育委員会議 1月 平成23年1月28日

区分	内 容
議案1	区域外就学について
議案2	平成23年宇佐市教育委員会事務局の内部組織改正（案）について
議案3	区域外就学について
議案4	平成22年度教育費一般会計補正予算（第6号）（案）について

教育委員会議 2月 平成23年2月25日

区分	内 容
議案1	区域外就学について
議案2	宇佐市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について
議案3	宇佐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に關す

	る条例の一部改正について
議案 4	宇佐市宇佐文化会館・ウサノピア条例等の一部改正について
議案 5	宇佐市宇佐文化会館・ウサノピア条例施行規則等の廃止について
議案 6	宇佐市公民館組織体制の見直しによる試行について
議案 7	平成 23 年度教育委員会「基本方針」「重点目標」「事業計画」(案)について
議案 8	区域外就学について
議案 9	平成 22 年度教育費一般会計補正予算 (第 7 号) (案) について
議案 10	平成 23 年度教育費一般会計当初予算 (案) について

教育委員会議 3 月 平成 23 年 3 月 12 日(臨時)

区分	内 容
議案 1	平成 23 年度教職員人事について

教育委員会議 3 月 平成 23 年 3 月 25 日

区分	内 容
議案 1	区域外就学について
議案 2	宇佐市立学校職員に係る苦情相談の処理に関する要綱の制定について
議案 3	宇佐市立学校職員ハラスメント防止要綱の制定について
議案 4	平成 23 年度宇佐市奨学生の承認について
議案 5	平成 23 年度藤・稲尾奨学生の承認について
議案 6	非常勤特別職員の任用について
議案 7	公民館長及び分館長の任用について
議案 8	宇佐市体育指導員の委嘱について
議案 9	宇佐市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育委員会議 3 月 平成 23 年 3 月 31 日(持ち回り)

区分	内 容
議案 1	宇佐市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

4 教育委員会開催の回数

- ・定例会 12回
- ・臨時会 1回
- ・持ち回り 5回

- ・議案件数 63件

うち、	条例・規則改正等	14件
	人事案件	8件
	その他	41件

- ・告示件数 18件
- ・報告件数 1件

5 学校等教育関係機関の視察

学校現場を訪問視察することによって、授業現場の生の声を聴き、教職員との意見交換を行い、教育施策に反映させるための参考にした。

(H22年10月実施)

- ・市内学校訪問 8校
- ・市内幼稚園訪問 2園
- ・市内公民館訪問 1館
- ・特別訪問 随時

6 入学・卒業・記念行事式典等への出席

児童・生徒の姿や学校の状況を把握することができる機会として、入学式、卒業式をはじめとした儀式的行事、学習発表会や音楽発表会をはじめとした学術的行事、落成式、運動会をはじめとした体育的行事に出席した。

また、課題研究・意見交換のため、学術及び文化に関する識見を高める研修会・講演会の出席とともに、各種行事・会議に出席した。

さらに、教育委員の資質向上のため、大分県教育委員会・県内市町村教育委員との意見交換会にも参画した。

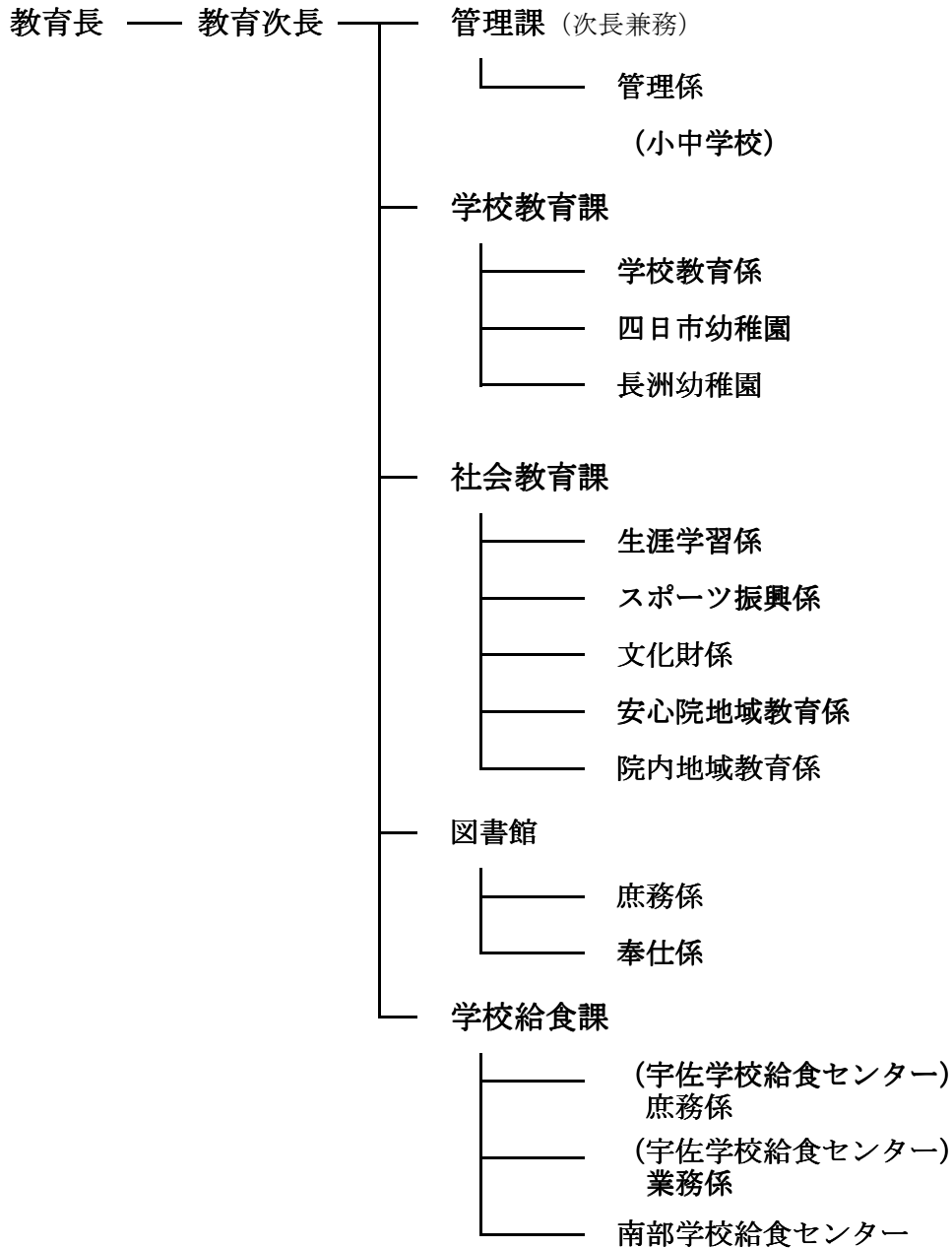
教育委員会委員（平成22年4月1日現在）

職名	氏名	任期	備考
委員長	矢野省三	H21.9.8～H25.9.7	
委員長職務代理者	石田菜穂子	H20.5.28～H24.5.27	
委員	近藤一誠	H21.9.8～H25.9.7	
委員	熊埜御堂宏實	H18.5.28～H22.5.27	
教育長	岡本省司	H19.5.28～H23.5.27	

[参考資料] 教育委員会委員（平成23年3月31日現在）

職名	氏名	任期	備考
委員長	近藤一誠	H21.9.8～H25.9.7	
委員長職務代理者	石田菜穂子	H20.5.28～H24.5.27	
委員	熊埜御堂宏實	H22.5.28～H26.5.27	
委員	矢野省三	H21.9.8～H25.9.7	
教育長	岡本省司	H19.5.28～H23.5.27	

Ⅲ 教育委員会事務局の行政組織（平成22年4月1日）



IV 教育委員会の基本方針と目標（平成 22 年度）

1 学校教育関係の基本方針及び目標

【管理課】

◇ 〈 学校施設の現状 〉

本市の学校施設環境は、多くの学校が築後 30 年以上経過し、校舎及び体育館（昭和 56 年度以前の建物）の耐震 2 次診断の結果、多くの建物に対して補強若しくは改築の必要があるという厳しい数値が判明したため、耐震改修等を早急に実施することが喫緊の課題である。

また、人口動態に伴う児童・生徒数の増加に伴って教室不足が予測される学校もある。さらには、少人数による習熟度別授業の実施による多様化する学習指導形態に沿った教育環境整備など新たな課題も生じている。

このような社会情勢の変化に的確に対応しつつ、今後の学校教育施設整備については、施設の耐震性（I s 値）を基本にしながら、次代を担う児童・生徒により良い教育環境の整備・充実を推進するため、計画的な改築、耐震補強事業、改修工事等に取り組みを行う。

◇ 〈 基本方針 〉

児童・生徒が安心して教育が受けられる学校施設の整備・充実を図る。

◇ 〈 重点事項 〉

本年度は、昨年からの継続である柳ヶ浦小学校校舎改築事業をはじめ、北馬城小学校改築事業に伴う基本設計、児童数の増加による駅館小学校校舎増築と生徒数の増加による駅川中学校校舎増築に伴う基本設計、平成 21 年度繰越事業である市内 6 中学校の太陽光発電設備設置工事、学校施設の改修工事等施設整備に努める。

また、耐震 2 次診断結果に基づく第 2 次学校教育施設整備等計画基本方針の策定を行い、改築及び耐震補強工事の推進に取り組むことが重要である。

主な教育環境整備事業

①柳ヶ浦小学校校舎改築工事（継続事業）	392,965 千円
②北馬城小学校改築事業に伴う基本設計委託	1,879 千円

③ 駅館小学校校舎増築に伴う基本設計委託	588 千円
④ 駅川中学校校舎増築に伴う基本設計委託	808 千円
⑤ 市内 6 中学校の太陽光発電設備設置工事 (長洲・西部・宇佐・院内・駅川・北部の各中学校)	215,649 千円
⑥ 糸口小学校プールろ過装置取替工事	4,374 千円
⑦ 横山小学校プール改修工事	10,692 千円
⑧ 小・中学校校内 LAN 整備事業 (31 校分)	23,407 千円
⑨ 高圧電気設備改修工事 (長洲小・院内北部小・駅川中)	3,641 千円
⑩ プールろ過装置取替工事 (長洲小・八幡小)	9,785 千円
⑪ 駅川中学校体育館屋根改修工事	9,870 千円
⑫ 耐震関連事業 (21 年度(繰) 分)	
【校】・・校舎の略、【体】・・体育館の略	
判定会審査委託 (長洲小【体】、駅館小【体】、八幡小【校、体】、 横山小【校】、和間小【校、体】、宇佐小【体】、 南院内小【体】、天津小【体】)	
補強計画作成委託 (南院内小【校】)	
地質調査委託 (北馬城小【校】)	4,865 千円
⑬ 耐震関連事業 (22 年度分)	
判定会審査委託 (院内中部小【校、体】、高家小【校】、 四日市北小【校 2 棟】、駅館小【校】、西馬城小【校】、 北馬城小【体】、西部中【道場、渡廊下 2 棟】、 院内中【体】、北部中【体】、駅川中【体】)	
	4,858 千円
小学校費 学校管理費 修繕料	16,445 千円
小学校費 学校管理費 工事請負費	1,661 千円
中学校費 学校管理費 修繕料	2,598 千円
中学校費 学校管理費 工事請負費	551 千円

◇ 〈 目 標 〉

- 1 老朽化が進み大規模改修が必要な教育施設（校舎・体育館等）は、機能保持の修繕を行いながら改修等の推進を図る。
- 2 地震発生時の児童・生徒の安全確保や地域住民の避難場所としての機能を確保するため、判定会における I s 値の確定、耐震補強設計の加速化を図る。
- 3 施設の経年劣化による雨漏り・漏水・高圧受電設備など、緊急性の高い工事、修繕の迅速な対応を図る。
- 4 柳ヶ浦小学校の校舎（教室棟）については、学校・地域等の意見・意向を最大限反映して周辺景観にも配慮した改築工事を実施する。
- 5 恒常的な教室不足が生じることは大切な教育基盤を損なうことになることから、駅館小学校及び駅川中学校の増築事業における建築位置・構造等を検討する基本設計を実施する。
- 6 有利な国庫補助金を活用した効率性を重視した実施を図る。

◇ 〈 教育施設充実の主な課題 〉

- 1 改修工事は、多額の経費がかかるとともに、工事時期が夏季休業中に限られるため、長期的な見通しでの取り組みが必要である。
- 2 学習内容の進展等に対応するための施設改修・増築が必要である。
- 3 対象学校施設の耐震 2 次診断完了後、第 2 次学校教育施設整備計画検討委員会を開催し、優先度順位及び年度別実施計画を策定することが重要な課題である。

【学校教育課】

◇ 〈 基本方針 〉

学校教育は、児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる生きる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質の育成を目標とするものである。

そこで、宇佐市においては、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する中で、学習指導要領の趣旨を踏まえた学校体制の確立と教育内容の充実を図るとともに安心・安全な学校を目指した取り組みを行う。

◇ 〈 目 標 〉

- 1 確かで豊かな学力向上を図り、自ら学ぶ力と豊かな心を育む特色ある学校教育の推進
(1) 確かな学力の向上を図る学習指導の推進

- (2) 教職員の意識改革と教師力の向上
- (3) 一貫した指導を図る幼・小・中・高校間の連携の推進
- (4) 園の特性を活かした就学前教育の充実
- 2 規律ある集団の中で、他を受け入れ、自己を表現できる児童生徒の育成
 - (1) 共感的人間関係を育てる心の教育の推進
 - (2) 子どもの健康の保持と安全・安心な環境づくりの推進
 - (3) 人権意識の高揚と差別の解消を目指す人権教育の推進
- 3 ふるさと「宇佐」に誇りのもてる人づくりの推進
 - (1) 開かれた特色ある学校づくりの推進
 - (2) ふるさとを愛し誇れる「ふるさと教育」の推進
- 4 教職員の健康の増進
 - (1) 教職員の心身の健康の維持・向上
- 5 学習環境の整備・充実
 - (1) 基礎学力の充実を図るための教材備品の整備の推進
 - (2) 情報化の進展に対応するコンピューター教育を図るためのコンピューター整備
 - (3) 遠距離通学者の安全確保及び保護者負担の軽減
 - (4) 経済的理由による就学困難者への就学援助

【学校給食課】

◇〈基本方針〉

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的に、学校教育の一環として実施している。成長期にある児童生徒に栄養面で調和のとれた食事を提供することにより、健康の増進と体位の向上を図りながら食に関する正しい知識を身につけさせていくことができる。

さらに、学校で食事を共にすることにより、教師と児童生徒、児童生徒相互の心のふれあいの場をつくり、事前の準備や後片付けを通して自分の役割分担など社会生活における重要な体験をする場となっている。協力・助け合い・決まりを守ること、清潔・責任など具体的活動を通して人や物にやさしく接する態度を身につけることができるよう教育の一環としての取り組みを行い学校給食を通して生徒児童の基本的な生活習慣形成や、社会性を養うための食育についても学校と連携しながら推進している。

このようなことから、学校給食の運営にあたって食中毒の防止をはじめとした衛生管理の徹底を優先として、施設・設備の維持管理と給食内容の充実や地産地消の推進を図り、児童生徒に栄養に富んだ多彩で安心・安全な食事を提供できるよう関係者が細心の注意を払いながら従事している。

給食食材の調達については、毎月23日の「ふるさと給食の日」を通して、可能な限り地場産物の活用に努め、地産地消の推進を行っている。

食育推進についても、学校と連携しながら推進し、未納給食費についても公平負担の原則により徹底的に取り組んでいる。

◇ 〈 目 標 〉

1 学校給食の充実

- (1) 学校・家庭との連携を図り、学校給食に対する理解を得る
- (2) 学校給食食材における地産地消の取り組みの推進
- (3) 「食育基本法」、「学校給食法」等に基づき、計画的な食育の指導

2 安心・安全の確保

- (1) 食材の安全性の確保
- (2) 衛生管理基準の徹底及び点検の実施
- (3) 給食施設職員の衛生検査及び研修会の充実
- (4) 食中毒等に対する管理マニュアルの作成

3 未納給食費の徴収

- (1) 公平負担の原則により学校と連携しながら取り組む

◇ 〈 事業実績 〉

1 給食事業 平成22年4月1日～平成23年3月31日

- (1) 給食回数 年間 190回
- (2) 米飯給食 週3回
 - 小学校 月・水・金曜日
 - 中学校 月・火・木曜日
- (3) パン給食 週 2回
 - 小学校 火・木曜日
 - 中学校 水・金曜日
- (4) 牛乳回数 週 5回
- (5) 副食回数 週 5回

2 献立委員会の開催

- 3 宇佐・南部学校給食センター運営委員会の開催
 - (1) 運営委員会 年1回
 - (2) 常任委員会
 - (3) 会計監査
- 4 食育指導 随時
- 5 給食試食受け入れ 随時

2 社会教育関係の基本方針及び目標等

【社会教育課】(生涯学習係分)

◇〈基本方針〉

社会・経済や高度情報化等の進展などの変化に対応するため、人々は絶えず新しい知識や技術等の習得を迫られている。また、社会が熟成して自由時間が増大している現在、心の豊かさや生きがいのための学習機会の需要が増しており、一人ひとりが自分自身を高め、より豊かな生活を創り上げていくことが必要になってきている。

こうした中、生涯学習の果たす役割は、益々重要となり、市民が生きがいを持ち充実した生活をおくることのできるような学習事業の提供や学校・家庭・地域社会が協働となり主体的に学べる生涯学習体制づくりの推進を図る。

また、生涯学習推進の根底に人権尊重を踏まえ、あらゆる人びとの生活が保障され、みんながいきいきと暮らすことのできる生涯学習体制づくりに努める。

- 1 社会教育の推進体制と機会の充実
- 2 青少年・家庭・成人教育の充実
- 3 人権教育の充実

◇〈重点目標〉

1 社会教育の推進体制と機会の充実

- (1) 社会教育施設を拠点とし、市民に様々な学習機会が提供できるよう、地域の特色ある学級・講座・教室等の開設を図る。
- (2) 社会教育施設の整備維持管理を行うことにより、施設機能の充実を図る。
- (3) 社会教育関係団体と緊密な連携をとり、活動・指導者育成等を支援する。

2 青少年・家庭・成人教育の充実

- (1) 青少年健全育成市民会議を中心に、青少年の健全育成を推進するために学

校・家庭・地域社会が一体となり地域全体で取り組む組織体制の充実を図る。

- (2) 学校外活動等として、教育ネットワーク推進事業を行う中で放課後子ども教室・学びの教室など拡充と育成に努める。
- (3) 子育てサークルや食育の充実を図るとともに、子育て支援やおとな料理塾などを開設し、支援や交流を行いながら協働ネットワーク化を図る。

3 人権教育の充実

- (1) 集会所事業を通して、地域全体で人権教育の推進ができる体制づくりを図る。
- (2) 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を課題ととらえ人権教育の推進に努める。
- (3) 各種学級・講座・教室等に人権学習を取り入れ、地域住民への啓発活動に努める。
- (4) 人権・同和教育に関する指導者・講師等の養成と資質の向上を図る。

【社会教育課】（スポーツ振興係分）

◇ 〈基本方針〉

成熟社会、長寿社会が到来し、生活水準の向上や余暇時間が増加するなかでスポーツやレクリエーション活動を楽しむ市民が増加し活動内容も多彩になっている。反面、少子化による児童・生徒数の減少のため学校単位でのスポーツクラブの維持が困難になってきており、総合型地域スポーツクラブ等の地域や年齢を超えたクラブやその運営に携わる指導者（クラブマネージャー等）を育成するとともに、個々のスポーツにおいて、底辺の拡大を行うことで競技力向上を図る必要がある。スポーツ事業の普及・充実や指導者の育成等を含めてスポーツ・レクリエーション活動を支援し、活動機会の充実を図ることが求められており、市民が気軽にスポーツやレクリエーション施設を利用できる環境を整備していくことが必要となっている。スポーツの普及・振興を図るため、平成20年国体実施にあわせて改修した「平成の森公園野球場」及び「総合運動場相撲場」の有効的な活用を図るとともに、引き続き関連施設等の整備に努める。また、総合型地域スポーツクラブ「グレートサラマンダー」の育成・支援をすることで日常のスポーツ活動の推進を行い、市民の健康増進を図る。さらに体育協会やスポーツ少年団等において指導者育成と組織の活性化を図る中で競技力の向上を目指していく。

◇ 〈重点目標〉

1 社会体育施設の整備

- (1)総合運動場及び平成の森公園の整備を行い、老朽化した施設については必要に応じて改修を行う。
- (2)総合型地域スポーツクラブの育成等、スポーツの一層の振興を図るため、関連施設の充実に取り組む。

2 学校体育施設の開放推進

- (1)地域スポーツ・レクリエーションの拠点として、学校教育施設を可能な限り開放し、休日・夜間での有効利用を推進する。

3 生涯スポーツの推進

- (1)すべての市民が、生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康づくりや体力づくりに自主的に取り組むことができるようスポーツ大会やスポーツ教室などの取組みを推進する。
- (2)これまでスポーツになじみの薄い人たちに対しては、軽スポーツやレクリエーション大会、スポーツフェスティバル等を通じて、健康の保持、増進を図れるよう努める。
- (3)宇佐市体育協会や宇佐市体育指導委員及び他の関係者と連携して大会やスポーツイベント等の開催に努める。

4 スポーツ団体及び指導者の育成

- (1)自主的なグループ活動を充実させるため、指導者の育成と指導体制の確立に努める。
- (2)地域や職場のスポーツ活動を支える各種スポーツクラブの育成を図る。
- (3)トップアスリートの豊かな経験と卓越した技術を伝えるため講習会や技術指導を行い、子どもたちがスポーツに親しむように努める。
- (4)プロ・企業スポーツチームが学校・地域・スポーツ少年団等と交流する地域貢献活動を支援し、子どもたちに夢を与えると同時にスポーツ団体と指導者の育成に努める。

5 施設の利用促進と利用システムの整備

- (1)指定管理者制度を有効に活用することにより、スポーツ施設の適正な維持・管理を行い、すべての市民が気軽に公平に利用できるよう努める。

6 総合型地域スポーツクラブの育成・支援

- (1)学校、地域社会、スポーツ団体等との連携を推進し、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を図る。
- (2)スポーツ少年団の活動を支援するとともに体育協会加盟団体等の充実に図り底辺の拡大に努める。

【社会教育課】（文化財係分）

◇〈基本方針〉

数多くの文化財を保有している宇佐市では、「文化財保護宣言都市」を全国に先駆けて提唱し、先人が築き上げた貴重な文化財を市民全体で保護していく意識高揚を図る。

文化財の中には、定期的な維持管理を必要とするものや、破損や崩壊の危機に直面するもの、後継者育成が課題となっている伝統芸能などがあり、早急な保存処置や育成強化が必要となってきた。

これらの誇れる貴重な文化財の保存と継承を推進する上で、緊急性のある文化財の保存整備、各種メディアによる記録保存、高齢者と若者との交流を図り後継者の育成に努める。また、各種調査等の成果を学校教育や社会教育における学習の素材として活用・継承することにより、文化財行政の資質向上と市民の文化財保護意識の高揚を図る。

◇〈重点目標〉

- 1 文化財の保存整備事業の推進を図る。
 - (1)史跡宇佐神宮境内保存修理事業により、歴史的建造物の景観保全を図る。
 - (2)国指定文化財管理補助事業により、国宝宇佐神宮本殿、重要文化財善光寺本堂及び龍岩寺奥の院礼堂の防災施設の保守管理を図る。
 - (3)宇佐海軍航空隊跡保存整備事業を計画するための整備計画検討委員会を立ち上げ計画の方針を決定し、国有地の買い上げや保存整備などの推進を図る。
- 2 発掘調査事業及び各種調査事業の推進を図る。
 - (1)市内遺跡発掘調査事業により、各種開発計画と埋蔵文化財保護との調整を図る。
 - (2)緊急特別天然記念物オオサンショウウオ生態調査事業により、オオサンショウウオの保護と生息地の環境変化の実態を捉え、人とオオサンショウウオが共存できる環境づくりの推進を図る。
- 3 各種文化財保護団体の育成を図る。
 - (1)史跡管理団体や伝統芸能継承団体等に対し、市や財団等の補助により育成・支援を図る。
- 4 文化財愛護意識向上のため、普及・啓発活動を図る。
 - (1)市民環境歴史教室やふれあい出前講座等の実施により、市民が求める地域の歴史についての学習機会の提供と文化財愛護意識の高揚を図る。

【社会教育課】(安心院地域教育係分)

◇〈基本方針〉

少子高齢化・過疎化が進み、地域の活性化が一段と必要になっている。

このような状況の下、生涯学習に対する住民ニーズは益々多様化している。地域における社会教育関係施設の充実を優先し、拠点施設としての中央公民館・地区公民館・集会所・体育施設などの施設整備に努め、住民サービスの低下にならないよう適正な維持・管理・運営に一層の努力を行う。

また、生涯学習の推進では、地域住民の意見や要望を積極的に取り入れ、各公民館と連携した、成人教育、高齢者教育、青少年教育など、地域のニーズに即した各種講座・教室を開設する。

さらに、人権学習の場の提供を積極的に行い、差別のない住みやすい環境づくりに努める。

スポーツ振興については、児童・生徒を対象にしたドッジボール大会や剣道大会などを開催し、B&G安心院海洋センター事業を推進する。

- 1 社会教育施設の適正な維持・管理・運営
- 2 豊かな人生を創造する生涯学習
- 3 人権学習を推進し、差別のない住みやすい環境づくり

◇〈重点目標〉

- 1 社会教育の推進体制と機会の充実
 - (1)社会教育施設を拠点とし、市民に様々な学習機会が提供できるよう、地域の特色ある学級・講座・教室等の開設を図る。
 - (2)社会教育施設の整備維持管理を行うことにより、施設機能の充実を図る。
 - (3)社会教育関係団体と緊密な連携をとり、活動・指導者育成等を支援する。
 - (4)社会体育施設の適正な管理運営と有効活用を図る。
- 2 青少年・家庭・成人教育の充実
 - (1)学校外活動等として、協育ネットワーク推進事業を行う中で放課後子ども教室などの拡充と育成に努める。
 - (2)子育てサークルや食育の充実を図るとともに、家庭教育講座や味の伝承料理講座などを開設し、支援や交流を行いながら協働ネットワーク化を図る。
- 3 人権教育の充実
 - (1)集会所の施設整備や集会所事業を行い、地域全体で推進を行う体制の充実を図る。
 - (2)同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を課題ととらえ人権教育の推進に努める。

(3)各種学級・講座・教室等に人権学習を取り入れ、地域住民への啓発活動に努める。

【社会教育課】(院内地域教育係分)

◇〈基本方針〉

少子高齢化・過疎化が進み、地域の活性化が一段と必要になっている。

このような状況の下、地域における社会教育関係施設の充実を最優先し、拠点施設としての中央公民館・地区公民館及び文化施設などの施設整備に努め、住民サービスの低下にならないよう適正な維持・管理・運営に一層の努力を行う。

また、生涯学習の推進では、地域住民の意見や要望を積極的に取り入れ、各公民館と連携した女性教育、成人教育、高齢者教育、青少年教育など、地域に即した各種講座・教室を開設する。

さらに、人権学習の場の提供を積極的に行い、差別のない住みやすい環境づくりに努める。

- 1 社会教育施設の適正な維持・管理・運営
- 2 生涯学習の推進
- 3 人権学習の場の提供

◇〈重点目標〉

1 社会教育の推進体制と機会の充実

(1)社会教育施設を拠点とし、市民に様々な学習機会が提供できるよう、地域の特色ある学級・講座・教室等の開設を図る。

(2)社会教育施設の整備維持管理を行うことにより、施設機能の充実を図る。

(3)社会教育関係団体と緊密な連携をとり、活動・指導者育成等を支援する。

2 青少年・家庭・成人教育の充実

(1)学校外活動等として、協育ネットワーク推進事業を行う中で放課後子ども教室・体験学習などの拡充と育成に努める。

(2)子育てサークルや食育の充実を図るとともに、家庭教育講座や味の伝承料理講座などを開設し、支援や交流を行いながら協働ネットワーク化を図る。

3 人権教育の充実

(1)集会所の施設整備や集会所事業を行い、地域全体で推進を行う体制の充実を図る。

(2)同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を課題ととらえ人権教育の推進に努める。

(3)各種学級・講座・教室等に人権学習を取り入れ、地域住民への啓発活動に努める。

【図書館】

図書館は、基本的人権のひとつとして知る権利をもつ国民に、図書館資料と施設を提供することを最も重要な任務としている。宇佐市民図書館は図書館法の内容を継承し、市民の教養・調査・レクレーション等や地域文化の発展に資するため、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧、貸出しのほか、読書案内、読書相談、読書会、研究会、展示会、ブックトーク、1年生図書館利用案内、図書館等との相互協力や障がい者への援助、展覧会等、様々な図書館サービスを展開している。

また、「宇佐市民図書館のめざすもの」(『宇佐市民図書館要覧』)には、①すべての住民に開かれた図書館、②新鮮で豊富な資料を持ち、ネットワークを進め、サービスする図書館、③文化と歴史のまち・宇佐にふさわしい図書館、④子どもたちへのサービスを重視する図書館、⑤ヤング(YA)へのサービスを大切にする図書館、⑥高齢者や障がい者にやさしい図書館、⑦文化活動ができ、生涯学習に寄与する図書館、⑧市民の情報センターとしての図書館、⑨「ゆとり」「やすらぎ」「うるおい」のある図書館、⑩専門職員がいてサービスする図書館の10項目を掲げており、宇佐市民図書館はこれらの目標の実現に向けて努力している。

◇〈基本方針〉

宇佐市民図書館は、図書館法、「これからの宇佐市民図書館のあり方について」(提言)並びに2010年国民読書年の目的に基づき、市民の多様な学習要求に応える生涯学習の中心拠点として、ボランティアや公共図書館等との緊密な連携と相互協力、さらに自動車図書館の巡回等による、全市的な図書館サービスに努める。また、少子高齢化、高度情報化、地方分権化等の社会の大きな進展・変化に伴う様々な市民の要請に対応するため、資料や情報の収集・活用、地域資料の充実、地域情報の発信等に努めるとともに、更なる子どもの読書活動を推進するため、「第二次宇佐市子ども読書活動支援プラン」を策定する。

◇〈重点目標〉

1 図書館資料の整備充実

図書館サービスの充実を図るため、一般資料・児童資料・調査相談資料・郷土資料・逐次刊行物・AV資料等を収集するとともに、利用者の喫緊のニーズに配慮した資料の収集に努める。

2 読書活動の推進

子ども読書活動を推進するために、学校・学校図書館協議会・福祉団体・ボランティアとの連携・強化を図り、ブックトーク、おはなし会等を積極的に行うとともに、あらゆる市民への読書活動を促進し支援する。また、子ども読書活動の推進に向けて、「第二次宇佐市子ども読書活動支援プラン」を策定する。

3 全域サービスの推進

本館・分館との連携・協力、及び自動車図書館による全域サービスや、ネットワーク等を活用したサービスの推進、障がい者への「本の宅配」サービスの推進、さらに新たな利用者の掘り起こしを図るため図書館サービスのPRに努める。

4 情報発信の充実

地域情報の拠点として、地域に密着したギャラリー展示（自然・歴史・文学・芸術・先覚者・産業等の紹介）、郷土資料の収集・公開、図書館だより、図書館のホームページ等により情報発信の充実を図る。

5 調査相談の充実

利用者の調査・研究を支援するため、他の図書館や専門機関との連携を強化し、調査相談（レファレンスサービス）の充実を図る。

6 多様な学習・活動機会の提供

子ども向け、成人向けの各種講座・教室等の開催、ボランティアの育成等、市民に多様な学習機会を提供するとともに、その成果を生かした諸活動の場を提供し、図書館利用の促進を図る。

◇ 〈資料統計・利用状況等〉

1 入館者数（本館・安心院分館・院内分館） 218,732人（1日772人）

2 蔵書数

一般書 147,366 冊、児童書 53,480 冊、まんが 5,972 冊、参考資料 3,677 冊、郷土資料 13,541 冊、図書合計 224,036 冊、AV 資料 6,094 点、総計 230,130 点。

3 登録の状況

宇佐市内在住者の登録者数と全登録者数（但し括弧内の数は市外在住者を含む）を併記すると 29,066 人（35,408 人）で、宇佐市内在住者の登録率（登録者数/宇佐市人口）は 49.8%。

4 貸出の状況

個人貸出冊数は 342,803 点、団体貸出は 25,788 冊、合計 368,591 冊。

5 相互貸借

当館から他館への貸出資料は、県内の図書館に 552 冊、県外の図書館に 26 冊、合計 578 冊である。他館から当館への借受資料は、県内の図書館から 1,302 冊、県外の図書館から 21 冊、合計 1,323 冊。

6 予約件数の状況

本館 7,927 件(うちインターネット予約 1,226 件)、安心院分館 1,492 件、院内分館 287 件、合計 9,706 件。

7 サービス指標

- ・ 市民一人当たりの貸出冊数(貸出率=年間貸出冊数/人口)は 5.0 冊(人口 6 万未満の図書館の全国平均値 5.51 冊)。
- ・ 登録率(登録率=市内登録者数/奉仕人口×100)は 49.8% (全国の平均値 48%)
- ・ 登録者 1 人当たりの貸出冊数(実質貸出密度=個人貸出冊数/登録者数)は 9.7 冊。
- ・ 人口 1 人当たりの資料費(資料購入費/奉仕人口)は 321 円(全国の平均値 263 円)
- ・ 人口 1 人当たりの蔵書冊数(蔵書冊数/奉仕人口)は 3.8 冊(全国の平均値 3.72 冊)。

◇ 〈サービスの概要〉

1 出前サービス

①ブックトーク 7 回 ②1 年生図書館利用案内 17 回(14 校)

2 レファレンス(調査相談) 7, 101 件

3 ボランティアによる活動

①図書整理ボランティア 36 回(延べ人数 195 人)

②よみきかせボランティア(4 団体) 36 回(659 人)

③宅配ボランティア 9 人で 13 名の障がい者に宅配(貸出冊数 1,109 冊)

④点字ボランティア「てん・てん・てんの会」による点字資料の寄贈(17 点)

4 上映会

①子ども対象のアニメ 56 回(680 人)

②一般対象の映画 51 回(91 人)

5 図書館主催の講座・講演会等

①講演会「赤木かん子先生講演会」(85 人)

②「本のヒミツ探検クイズ」870 枚の応募

③「図書館のヒミツ探検ツアー」1 回(20 名)

- ⑤おはなし会 12回 (142人)
- ⑥近世文書を読む会 11回 (111人)
- ⑦中世文書を読む会 12回 (96人)
- ⑧続・横光利一を読む会 12回 (119人)
- ⑨お金を勉強してみよう会 7回 (62人)
- ⑩横光利一俳句大会表彰式 (110人)
- ⑪読書感想文コンクール表彰式・朗読発表会 (65人)
- ⑫一日図書館員 5回 (39人) ⑬小学生対象の夏の教室 3回 (28人)
- ⑭合同おはなし会 1回 (77人)

6 展覧会・展示会

・渡網記念ギャラリー (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

- ①写真展「ふるさとを撮る2010」(964人)
- ②「芭蕉の句・拓本展」(540人)
- ③みんなつながっている「生物多様性と宇佐の生きもの展」(1,534人)
- ④国民読書年記念「宇佐にゆかりの作家と作品展」(785人)
- ⑤横光利一と菊池寛」展 (863人)
- ⑥「渡網コレクション展」2011 (353人)
- ⑦「宇佐市農業の未来を拓く」～6次産業化への挑戦～ (1,308人)
- ⑧写真展「ふるさとを撮る2011」(404人)

・エントランスホール

- ①「切り絵作品展」
- ②「緑のカーテンパネル展」
- ③「図書館で温泉ダービー 大分VS愛媛」
- ④「教科書(小学校)展示」
- ⑤「麦の学校スケッチ展」
- ⑥「ミニミニ原爆展」
- ⑦「図書館で温泉ダービー 大分VS草津」
- ⑧「宇佐地方の帰化植物写真展」
- ⑨「緑のカーテン写真展」
- ⑩「大分トリニータと本を読もう」
- ⑪「第12回横光利一俳句大会入賞作品展」
- ⑫「税の書写展」
- ⑬「自由律俳人・小野龍膽とその仲間たち」
- ⑭「第54回西日本読書感想画コンクール作品展」
- ⑮「宇佐の野鳥写真展」

7 利用者主催の講座

- ①古文書に親しむ会 10回 (75人)
- ②絵便り教室 21回 (135人)
- ③図書館友の会朗読会 1回 (8人)
- ④すみれ俳句会 2回 (11人)
- ⑤子どもと本を学ぶ会 8回 (142人)
- ⑥けごん俳句会 4回 (22人)

V 点検及び評価の結果

平成22年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の結果については、教育委員会の権限に属する事務のうち主要な事業を対象とし、担当課（管理課、学校教育課、社会教育課、図書館、学校給食課）において、その成果や効果、また課題や問題点を点検・評価シートとして作成し、事務の管理及び執行状況についての自己評価を実施した。

さらに、点検・評価を実施するにあたり、地教行法第27条第2項の規定による知見の活用を図るため、「宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱」を定め、学識経験者3名を宇佐市教育委員会事務点検評価委員（以下「評価委員」という。）として選任し、教育委員会事務局が行った点検・評価シートごとの結果（自己評価）について、外部評価（「意見」と「評価」）を受けるという形で実施した。

点検及び評価の結果については、評価委員が実施した「意見」と「評価」からとりまとめ、総評という形で以下に記載した。なお、個別の点検・評価シートについては、32ページ以降に掲載した。

点検及び評価の総評

1 学校教育関係

管理課では、学校教育施設の整備について、耐震2次診断の完了に伴い、懸案事項であった第2次学校教育施設整備計画検討委員会を開催できたことは、大きな成果と言える。なお、判定会後のIs値確定後、教育施設の優先順位及び年度別実施計画を決定して、耐震化の推進に取り組むことができることとなった。

また、喫緊の課題であった市内全ての小・中学校耐震対象施設について、国の臨時交付金事業等を活用して耐震2次診断・耐震度調査を前倒して実施できたことは、耐震化の加速に期待できると考える。

今後は、耐震化の推進と並行して既存校舎の老朽化等に伴う工事・修繕についても、日々の点検を怠らないよう学校現場の要望に応じて万全を期さなければならない。

来年度は、老朽化した校舎・体育館等が多い実情を踏まえて、耐震診断結果に基づいた第2次学校教育施設整備計画検討委員会を開催し、優先順位及び年度別整備計画を策定するとともに、予算獲得に向けた努力が課題である。

学校教育課では、まず「確かで豊かな学力の向上を図り、自ら学ぶ力と豊か

な心を育む特色ある学校教育の推進」を目指し、知識・技能を活用する授業のプロセスの推進を図り、少人数指導、習熟度別指導、小学校における教科担任制等を推進するとともに、チャレンジテスト、ステップテスト、「基礎・基本の定着度状況調査」、「全国学力・学習状況調査」等の学力調査を実施することにより、個に応じた指導の工夫改善に取り組んだ。その結果、大分県が実施した「基礎・基本の定着状況調査」では、小・中学校併せて5教科中4教科において平均正答率が県平均を超えており、本市の教育の質の高さを示している。ただし、記述式の問題（書く能力）や基礎・基本を活用する問題に若干の課題がみられ、学習意欲をさらに高める必要がある。

また、安心院・院内地区での中高一貫教育の推進については、安心院中学校・院内中学校からの安心院高校への進学率が84.7%と評価できる結果が出ているが、さらに効果を上げるために小学校を含めた小・中・高の連携の推進に取り組んでいる。

特別支援教育については、発達障がい等により普通学級に在籍する児童・生徒のいる学校に、23名の特別支援教育支援員の配置を行い、特別支援教育の充実が図れている。ただ、特別支援教育支援員や各担任の研修と内容が今後の課題である。

就学前教育の充実については、幼児数が減少している中、個性を伸ばし、幼児の豊かな発達を図ってきたが、引き続き園の特性を活かした幼児教育の在り方を考えていかねばならない。

次に「規律ある集団の中で、他を受け入れ、自己を表現できる児童生徒の育成」については、家庭、地域社会、関係機関との連携による生徒指導体制（地域ネットワーク）の確立の推進により、「子供は地域で育てる」という意識が向上した。また、安全・安心な環境づくりの推進についても、保護者、地域と連携した「スクールガード体制」による巡回や防犯パトロール車による巡回等で、事故防止や不審者に対する予防効果があった。

また、中学校においては、キャリア教育の推進が図られ5日間の職場体験学習が、生徒の勤労観や職業観の育成に大いに役立っている。今後は、職場体験学習の受け入れ先をさらに拡充し、より多様な勤労観や職業観の育成に努めていく必要がある。

人権教育については「宇佐市人権教育指針」「年間指導計画」を作成し、その推進に努めた結果、それぞれの学年による人権教育でつけたい力が明確になった。しかし、人権を扱う授業がマンネリ化する傾向もあり、工夫改善の余地がある。

さらに、健康体力づくりについては、家庭との連携による基本的な生活習慣の定着をめざし、「早寝、早起き、朝ごはん」運動が行われ、児童・生徒や保護者の意識が高まった。しかし、一部にまだ、朝食を抜いてくる子どもや睡眠不足

の子どももいて、今後もさらに家庭との連携を密にし、基本的な生活習慣の定着を図る必要がある。

次に「ふるさと『宇佐』に誇りをもてる人づくりの促進」については、開かれた特色ある学校づくりの推進をめざし、「宇佐市教育の日」（毎月19日）等を中心とした学校公開を推進した。常に学校を開き、保護者や地域の方が訪れやすく、また、学校評議員制度や学力向上会議、学校評価等の活用を図ることで、保護者や地域の方の意見を聞くことができ、学校運営に反映することができた。

今後も、このような取り組みを進め、信頼される学校づくりを推進し、保護者や地域の方と協働してよりよい学校づくりを進めることが重要である。特にゲストティーチャー等地域人材を活用した取り組みについては、学校支援地域本部事業を活用し、更なる充実を図る必要がある。

また、教職員の意識改革と資質向上については、「教職員評価システム」の効果的な運用及び各種研修により、教職員が目標を持って職務を行うことができ、教職員の資質向上と学校組織の活性化が図れた。

教職員の心身の健康の維持向上では、定期健康診断（節目の人間ドッグを含む）において、ほぼ100%受診できている。また、今年度より安全衛生管理規定による健康管理医（産業医）を委嘱し、第1回学校総括安全衛生委員会を開催できた。今後も継続した取り組みが必要である。

最後に、「学習環境の整備・充実」については、教材備品や理科教育施設の整備を行い基礎学力の充実を図った。また、宇佐市学校情報セキュリティポリシーを作成し、各学校の情報資産の保護に努めた。今後は、次代を担う子どもたちのIT環境の整備は重要であるため、教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数の目標を達成するため、教育用コンピューターの整備が必要である。

また、遠距離通学者への遠距離通学費補助金やスクールバス運行等の通学時安全確保、保護者負担の軽減事業及び経済的理由による就学困難者に対しての要・準要保護児童・生徒就学援助制度は、事業の周知を一層図りながら、今後も継続しての事業実施が必要である。

2 社会教育関係

生涯学習係では、すべての市民がゆとりと活力ある豊かな生活を享受するため、生きがいを見つけ学び様々なニーズに応じた学習活動を展開し、希望に満ちた生活と環境づくりを進めるために、生涯学習の振興を図る必要がある。なお、地域住民が学校教育を支援し、地域の総合的な教育力を高めるための学校支援地域本部事業や、子どもたちの安心・安全な居場所づくりを進めるために放課後子ども教室の事業等を実施することができた。

同和問題をはじめとする人権問題については市民の課題としてとらえ、公民

館・集会所を拠点として、今後とも継続的に人権教育の推進を図る必要がある。

スポーツ振興係では、平成の森公園及び総合運動場などの各施設で各種大会を開催し、スポーツ振興と競技力の向上、並びに指導者の育成に努めなければならない。また、施設の老朽化に伴い、院内中央プール改修工事を実施することができたが、今後とも施設が安心・安全に利用できるように、計画的な改修に取り組む必要がある。

総合型地域スポーツクラブについては、「グレートサラマンダー」の支援・育成をすることで、日常のスポーツ活動を推進するとともに、スポーツをしていない市民が気軽に軽スポーツやレクリエーションスポーツに参加ができる機会を増やすことで、市民の健康増進を図ると共に、新たに総合型地域スポーツクラブを創設する必要がある。

さらに、体育協会やスポーツ少年団等については、指導者の育成と組織の活性化を図ることによって、競技力の向上に努めることが望まれる。

文化財係では、宇佐市の歴史や文化の理解に欠かせない貴重な文化財を将来に伝えるため、宇佐海軍航空隊跡保存整備計画書を策定、さらに史跡法鏡寺廃寺跡保存整備計画書の策定にも着手しており、今後は文化財の計画的な保存整備に取り組む必要がある。また、史跡宇佐神宮境内の八坂神社檜皮葺屋根保存修理の一般公開を行い、地域活性化や観光資源として文化財の新たな活用を努めており、今後とも継続的に実施する必要がある。また、郷土の先人の知識や技術などを学び継承していくことも重要である。

安心院・院内地域教育係では、社会教育基本方針に基づき、社会教育課各係との連絡体制によりながら、事業の推進に取り組んでいる。

公民館や集会所等の社会教育施設の整備については、公民館・集会所の改修工事などを実施することができた。また、安心院中央公民館耐震診断調査も行っており、今後は公民館の計画的な改修等を実施することで、地域住民が安心して利用できる環境を整える必要がある。

各種学習講座については、旧三市町の統一化を模索し、中央公民館を中心に指導員と共に、各公民館活動との連携をとりながら、マンネリ化等を解消し参加人員の増加を図るために、地域住民のニーズに基づく魅力ある講座の開設に努めなければならない。

図書館は、市民の多様な学習要求に応える生涯学習の中心拠点であり、その使命は、あらゆる情報を図書館資料として市民に提供することである。市民が自ら考え、自ら行動するために必要な知識や情報を提供するためには、資料購入費を削減するのではなく、一定の確保が必要である。特に児童書に関しては、利用頻度が極めて高いわりに購入冊数が少ないことから、古くなった本や、汚れ、破損のあるものなど、資料の劣化が顕著に認められる。分館や自動車図書

館、団体貸出用資料を含め多くの複本が必要である。また、子育て支援やビジネス支援に関する資料についても、実用に即した最新の資料の充実が望まれる。

図書館は、一人ひとりの市民の自立を支えるための「知の拠点」であることから、あらゆる資料の整備充実とともにボランティアや公共図書館、関連機関等との緊密な連携と相互協力、さらには自動車図書館の巡回等による全域サービスに努める必要がある。

VI 点検・評価シート（平成22年度）

凡 例

- 本教育委員会の事務を学校教育関係と社会教育関係に大別し、担当課ごとに「点検・評価シート」として記載した。
- 各担当課及び係ごとに分類し、26シートとして記載した。
26シートの内訳は、次のとおりである。

【学校教育関係】

管理課	……………	1シート
学校教育課	……………	5シート
学校給食課	……………	1シート

【社会教育関係】

社会教育課	……………	13シート
図書館	……………	6シート

- 重点目標に対応する主な事業に対して、その成果・効果及び課題・問題点についてそれぞれ担当課が素案を作成し、教育委員会を経て記載した。その過程で個別の点検・評価シートに対して、宇佐市教育委員会事務点検評価委員から外部評価（「意見」「評価」）を受けるという形で実施した。なお、総評に関しては、27ページからの点検及び評価の結果に掲載した。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★学校教育関係 【管理課】

☆基本方針☆

1 児童・生徒が安心して教育が受けられる学校施設の整備・充実を図る。

重点目標	担当課
学校教育施設等の充実	管理課
(1)小・中学校の施設整備を図る。(改築・耐震補強・増築等)	
(2)プールろ過装置取替工事及び高圧受電設備改修工事に取り組む。	
(3)耐震2次診断(Is値)を判定会において確定させる。	

主な事業
◎柳ヶ浦小学校校舎改築事業(平成21～22年度)
◎北馬城小学校改築事業に伴う基本設計委託
◎駅館小学校校舎増築事業及び駅川中学校校舎増築事業に伴う基本設計委託
◎市内6中学校の太陽光発電設備設置事業
◎横山小学校プール改修工事
◎小・中学校校内LAN整備事業

成果・効果
○柳ヶ浦小学校教室棟については、地域及び学校から改築の要望書が提出され懸案事項となっていた。平成21～22年度までの2箇年事業により平成22年8月に完成し、地震等による災害から児童等を守り、快適で安全な施設が完成した。
○市内6中学校の太陽光発電設備設置事業については、地球温暖化防止対策の推進及び二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的として、エネルギー資源の節約・環境にやさしいまちづくりの推進・生徒の環境教育の向上につなげることができた。
○雨漏り、電気設備、プールろ過装置取替等の修繕等を行い、良好な環境保持に努めた。
○耐震2次診断の完了に伴い、懸案事項であった第2次学校教育施設整備計画検討委員会を開催することができた。なお、判定会後のIs値確定後、教育施設の優先順位及び年度別実施計画を決定して、耐震化の推進に取り組むことができる。

課題・問題点
●建築年度の古い校舎等は、耐震補強だけでは良好な教育環境の確保が難しい。(要望に対応できる予算の確保が必要)
●長期休暇期間中以外での工事は、騒音・振動等授業への影響が懸念される。
●習熟度別授業による教室数の確保及び児童生徒数の増加傾向にある学校に対する早急な対応が必要である。
●今後の改築・耐震補強については、総合評価方式を勘案したスケジュールで対応しなければならない。

教育委員会事務点検評価委員の意見
・児童生徒の安全を第一に考え、整備計画に基づいた改築及び耐震補強工事を速やかに実施し、入札方式については、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど取り入れ、価格に加えて価格以外の要素を含めた提案型の総合評価方式で実施してもらいたい。
・交付金事業を活用して施設整備が前倒しでかなり完了できたことは評価する。
・緊急的校舎要望による修繕についても、児童・生徒の安全確保のため万全を期してもらいたい。
評価
・計画していた事業の進捗が確実に図られたことは評価する。今後も、学校施設の安全点検、安全確保事業を引き続き積極的に行うことを望む。
・耐震2次診断の判定会による数値確定が全て完了しなかった(西中体育館の1件)ので、23年度の早い時期で確定する必要がある。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★学校教育関係 【学校教育課】

☆基本方針☆

1. 確かで豊かな学力向上を図り、自ら学ぶ力と豊かな心を育む特色ある学校教育の推進

重点目標	担当課
	学校教育課
(1) 確かな学力の向上を図る学習指導の推進	
(2) 教職員の意識改革と教師力の向上	
(3) 一貫した指導を図る幼・小・中・高校間の連携の推進	

主な事業
◎ 少人数指導、習熟度別指導、小学校における教科担任制等の推進
◎ 「チャレンジテスト」「ステップテスト」「基礎・基本の定着状況調査」「全国学力・学習状況調査」等学力調査の実施
◎ 安心院、院内地区での中高一貫教育の推進
◎ 宇佐市特別支援教育支援員の配置

成果・効果
○ 個に応じた指導の工夫改善が行われ、大分県が実施した「基礎・基本の定着状況調査」では、小・中学校併せて5教科中4教科で県平均を超える結果であった。
○ 安心院中学校、院内中学校から安心院高校への進学率は84.7%と評価できる進学率であった。
○ 発達障がい等により普通学級に在籍する児童・生徒のいる学校に、宇佐市特別支援教育支援員を23名配置することができた。

課題・問題点
● 学力調査において「記述式の問題」「主として基礎基本の活用に関する問題」、「学習意欲」に課題が見られた。
● 宇佐市特別支援教育支援員や各担任への研修を充実する必要がある。

教育委員会事務点検評価委員の意見
・ 宇佐市の小・中学校においては、指導方法の工夫が見られ、県や全国の学力調査においても全体的にみると好成績である。しかし、記述式の問題や基礎・基本を活用する問題に課題が見られる。
・ 中高一貫教育においては、小・中・高の連携が進んでいる。
・ 特別支援教育支援員の配置で、該当の学校における特別支援教育が推進された。今後は、宇佐支援学校等、関係機関との連携を密に行う必要がある。

評価
・ 宇佐市の小・中学校における学力の定着においては、県平均を超える等、全体的に良い結果である。今後は、それぞれの学校における課題を分析し、すべての児童・生徒に「わかる喜び」を与え、「学習意欲」をさらに高める必要がある。
・ 安心院高校との中高一貫教育は一定の成果が見られる。今後は小・中・高の連携をより充実させて、推進して欲しい。
・ 一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させるため、必要な学校には、宇佐市特別支援教育支援員を確実に配置させるべきである。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★学校教育関係 【学校教育課】

☆基本方針☆

2. 規律ある集団の中で、他を受け入れ、自己を表現できる児童生徒の育成

重点目標	担当課
	学校教育課
(1) 共感的人間関係を育てる心の教育の推進	
(2) 子どもの健康の保持と安全・安心な環境づくりの推進	
(3) 人権意識の高揚と差別の解消を目指す人権教育の推進	

主な事業
◎家庭、地域社会、関係機関との連携による生徒指導体制(地域ネットワーク)の確立
◎キャリア教育の推進
◎人権教育の「宇佐市人権教育指針」「年間指導計画」を作成
◎家庭との連携による基本的生活習慣の定着
◎児童生徒の健康管理の充実
◎保護者、地域と連携した「スクールガード体制」の確立
◎教職員による下校時、放課後の「防犯パトロール」(1学期のみ)

成果・効果
○それぞれの中学校区で地域ネットワークを確立していることから「地域の子どもは地域で育てる」という意識が向上した。
○中学校においては5日間の職場体験学習を実施し、勤労観や職業観の育成に大いに役立った。
○それぞれの学年による人権教育でつけた力が明確になった。
○各学校で「早寝、早起き、朝ごはん」運動が行われ、児童・生徒や保護者の意識が高まった。
○学校医による定期検査(内科、眼科、耳鼻科、歯科)及び尿検査、心臓健診等を実施し児童生徒の健康管理に努めた。
○定期的に「スクールガード」体制による巡回や「防犯パトロール」を行ったため、事故防止や不審者に対する予防に役立った。

課題・問題点
●保護者や地域の方の考えが多様化してきた。
●職場体験学習の受入先を今後拡充していく必要がある。
●人権を扱う授業がややマンネリ化している。
●朝食を抜いてくる子どもや睡眠不足の子どもの家庭との連携が必要である。
●夜間時や休日などの巡回が行われにくい。

教育委員会事務点検評価委員の意見
・ふるさとの自然、文化財、伝統芸能、歴史、先人の偉業等に学ぶ「ふるさと教育」を今後とも推進し、充実させて欲しい。そのための予算も増やして欲しい。
・人権教育は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざす教育活動を行わなければならない。
・「食に関する指導」を充実させ、健康や体力づくりを推進する必要がある。
・子どもの安全や安心な環境づくりについては、地域の方の協力が大きい。

評価
・学力向上をすすめる上においても、心の教育や体力の増進は必要である。これからも、地域と連携しながら、ふるさと「宇佐」を誇れる人づくりを推進して欲しい。
・子どもの安全や安心な環境づくりについては、地域の方の負担も大きいので、保険などの保障等に関する財源の確保に努めてほしい。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★学校教育関係 【学校教育課】

☆基本方針☆

3. ふるさと「宇佐」に誇りのもてる人づくりの推進

重点目標	担当課
	学校教育課
(1) 開かれた特色ある学校づくりの推進	
(2) ふるさとを愛し誇れる「ふるさと教育」の推進	

主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ◎「宇佐市教育の日」等を中心とした学校公開の推進 ◎「学校評議員制度」や「学力向上会議」、「学校評価」の効果的な運用 ◎「教職員評価システム」の効果的な運用 ◎「ふるさと教育」の推進

成果・効果
<ul style="list-style-type: none"> ○毎月19日の「宇佐市教育の日」を中心に定期的を実施していることで、保護者や地域の方が学校を訪れやすく、学校に対する信頼が深まった。 ○保護者や地域の方の意見を聞くことができ、学校運営に反映することができた。 ○教職員が目標をもって職務を行うことができたので、教職員の資質向上と学校組織の活性化が図れた。 ○ふるさとの歴史や文化を知り、地域の一員としての自覚を育成できた。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ●小学校と比較すると中学校においては、学校公開を実施しても保護者や地域の参加者が少ない。 ●地域や保護者の意見や考えが多様化し、学校運営に反映しにくい面もある。 ●評価項目がやや大まかすぎ、評価者による差がみられる項目もある。 ●ゲストティーチャー等の地域人材をどのように見つけていくかが難しい。

教育委員会事務点検評価委員の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度より行っている「宇佐市教育の日」については、学校への信頼だけでなく、教職員の意識改善や地域や保護者が学校教育に協力するなど、多くの効果が得られている。 中学校においても、学校公開がすすめられているが、今後は保護者や地域の方が参加しやすい方策を検討する必要がある。学校、PTAだけでは、限界があり、「学校支援地域本部事業」のように地域を巻き込んで連携をとる必要がある。 ・地域の人材を発掘し、協力を求める努力が必要であり、自治委員会や公民館等との連携を図る必要がある。

評価
<ul style="list-style-type: none"> ・「宇佐市教育の日」の効果は多岐にわたり表れている。 ・ゲストティーチャーによる授業には子どもたちが意欲的に学習する。ふるさと宇佐に誇りのもてる人づくりをさらに促進させてほしい。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★学校教育関係 【学校教育課】

☆基本方針☆

4. 教職員の健康の増進

重点目標	担当課
	学校教育課
(1)教職員の心身の健康の維持、向上	

主な事業
◎教職員定期健診 ◎各学校の適正な校務分掌及び相談体制の充実

成果・効果
○教職員全員に対する定期健診の実施及び再検査必要者への通知。 ○校長会等で、適正な校務分掌及び学校内での相談体制を充実するように指示、徹底を図った。

課題・問題点
●定期健診で発見された身体の異常箇所については、再検査通知をしているが、再検査受診の徹底が出来ていない。 また、メンタル面については、県の「ストレス診断システム」、「教職員健康支援センターの心の相談、カウンセリング」等の周知を図り、メンタルヘルスケアに活かしていきたい。

教育委員会事務点検評価委員の意見
・定期健診を受診しても、異常箇所の再検査受診がなければ、効果が低いので再検査の受診率向上につとめてほしい。 ・また、身体についてはもちろんだが、メンタル面でも職場で相談できるような体制作りについ努めてほしい。また、県の「ストレス診断システム」、「教職員健康支援センターの心の相談、カウンセリング」等の有効なシステムの周知を図り、メンタルヘルスケアに努めてほしい。

評価
・定期健診、相談体制の充実等に一定の効果は認めるが、教職員自身はもちろん、子どものためにも教職員の心身の健康維持に向けての施策に努めてほしい。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★学校教育関係 【学校教育課】

☆基本方針☆

5. 学習環境の整備・充実

重点目標	担当課
	学校教育課
(1)基礎学力の充実を図るための教材・備品の整備を推進	
(2)情報化の進展に対応するコンピュータ教育を図るためのコンピュータ整備	
(3)遠距離通学者の安全確保及び保護者負担の軽減	
(4)経済的理由による就学困難者への就学援助	

主な事業
◎一般教材備品購入整備事業
◎理科教育設備整備事業
◎宇佐市学校情報セキュリティポリシーの作成
◎遠距離通学補助事業
◎スクールバス運行事業
◎要・準要保護児童・生徒就学援助制度

成果・効果
○全小・中学校への教材備品等の購入を行い、整備充実を図った。
○理科教育設備の整備を図った。（四日市南小、八幡小、西部中）
○セキュリティポリシーを作成し、各学校の情報資産の保護に努めた。
○遠距離通学者（バス通学者36名、自転車等24名、ヘルメット13名）に対し補助を行い保護者負担の軽減を図
○四日市南小（10名）、院内北部小（11名）、安心院中学校（81名）においてスクールバスの運行を実施。通学の安全及び保護者負担の軽減を図った。
○就学援助費を支給し、経済的理由による就学困難の解消を図った。（小418名、中223名）

課題・問題点
●教材備品の中には、古くなったものもあり更なる整備が必要である。
●理科教育設備については、対象学校を年次計画で実施しているため、継続しての実施が必要である。
●教育振興基本計画に策定された教育用コンピューター1台当たりの児童生徒数の目標を達成するため、教育用コンピューターの整備が必要である。
●遠距離通学者への補助及びスクールバスが現在運行中の学校については、通学の安全確保及び保護者負担の軽減を図るため、継続しての実施が必要である。
●母子家庭の増加等、経済的理由による就学困難者は増加傾向にあり、継続しての実施が必要である。また、制度の更なる周知も必要である。

教育委員会事務点検評価委員の意見
・教材備品、教育用コンピューターについては、財政的な問題もあろうが、児童生徒の学力向上のためパソコン教室だけではなく、普通教室や特別教室でも配置ができるように更なる整備を進めてほしい。
・就学援助については、経済的に困難な家庭が制度を知らずに申請していない場合も考えられるので、さらに制度の周知に努めてほしい。

評価
・各種事業により、学習環境の整備・充実は図られてきている。ただ、教材備品、教育用コンピューターについては、財政的な問題もあろうが、児童・生徒の学力向上のため出来るだけ早急に更なる整備を進めてほしい。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★学校教育関係 【宇佐学校給食センター】【南部学校給食センター】

☆基本方針☆

1 効率的・効果的、かつ、安心安全な学校給食の運営を図る。

重点目標	担当課
	学校給食課
(1) 学校給食により児童生徒の心身の健全な発達と、日常生活における正しい食習慣を身につける。	
(2) 地産地消を取り入れた安心安全な学校給食の提供に努める。	
(3) 学校・家庭との連携を図り、学校給食に対する理解と協力を得る。	
(4) 給食調理過程での衛生管理の徹底	
(5) 未納給食費について、公平負担の原則により学校と連携しながら取り組む。	

主な事業
◎運営委員会・献立委員会・センター見学・試食会
◎毎月の「ふるさと給食の日」を通して、地産地消の取り組み
◎給食時に学校訪問による食育指導
◎給食従事者に対する衛生講習会

成果・効果
○運営委員会及び常任委員会、献立委員会を開催し、意見や要望を学校給食運営に反映することにより学校給食の充実が図ることができた。
○センター見学や試食会を通して、給食に対する理解が深まった。
○「ふるさと給食」で地域の食材を使用し、給食だよりや一口メモを通してお知らせすることにより、農業に触れることのあまりない子供たちに感謝の気持ちを育む食育指導を行い、食べ残しの減少効果があった。
○栄養士による給食時間やPTAの試食会などへの食育教育により、学校給食への理解が深まった。
○衛生講習会を行なうことにより、各々が衛生に関する意識を高めることができた。

課題・問題点
●学校給食は、安心安全をモットーに児童生徒に提供している。今後も限られた予算内で成長期にある児童生徒に対し献立や調理の工夫を図り、充実した学校給食の提供に努めていかなければならない。
●食に関する指導を継続的に行い、児童生徒や保護者の食に対する関心を高める必要がある。
●衛生講習会は常に実施し、調理従事者の食中毒に対する尚一層の意識の向上を図らなければならない。
●給食会計においては、現金取り扱い基本マニュアルに則り適切な会計処理を行う。
●過去の未納給食費について、台帳整理等を充分に行った上で徴収していかなければならない。

教育委員会事務点検評価委員の意見
・児童生徒に安心安全な学校給食を提供するためには、円滑な学校給食の運営を図るとともに、調理従事者に対する衛生意識の向上を努めるとともに、正しい判断能力を養う必要がある。
・学校給食を通じ地産地消の拡大に努め、地域の食文化や自然環境の恵沢に対する理解を育む食育、食農教育を推進を望む。
・宇佐、南部給食センターの間で、食中毒等の対応について意見交換が必要である。
・運営委員会等の会議録の整理をして、今後の対応に活かした学校給食の運営の必要がある。
・給食会計については、マニュアルに則り適正な処理を行うこと。

評価
・食に対する環境が変わる中、学校給食の一層の安全と充実を図り、今後の学校給食運営に努めてもらいたい。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【社会教育課 生涯学習係】

☆基本方針☆

1 社会教育の推進体制と機会の充実

重点目標	担当課
	社会教育課
(1)社会教育施設を拠点とし、市民に様々な学習機会が提供できるよう、地域の特色ある学級・講座・教室等の開設を図る。	
(2)社会教育施設の維持管理を行うことにより、施設機能の充実を図る。	
(3)社会教育関係団体と緊密な連携をとり、活動・指導者育成等を支援する。	

主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ◎放課後子ども教室及び学びの教室の継続 ◎公民館及び社会教育集会所の施設整備の実施 ◎公民館及び集会所学習事業の充実 ◎社会教育関係職員の研修会等への参加 ◎協育ネットワーク構築事業の継続(学校支援地域本部事業)

成果・効果
<ul style="list-style-type: none"> ○西馬城小学校児童を対象に放課後子ども教室及び学びの教室を実施した。 ○公民館27学級、集会所の普通学級27、同巡回学級3を実施した。 ○市内3中学校区の学校支援地域本部事業を継続実施した。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ●社会教育体制(組織体制)の見直しが必要である。 ●公民館事業については、地域のニーズに合った特色ある事業の創出が必要である。

教育委員会事務点検評価委員の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・合併後の社会教育体制(組織体制)の見直しについては、他市町の例を参考にしながら、地域性、過去の経緯を踏まえて検討することが必要である。 ・宇佐、院内、安心院地域の社会教育施設の使用料等を含めた管理体制や講座・教室等の運営方法の統一化を図る必要がある。 ・学校支援地域本部事業については、学校教育課との連携に努め、地域の人材をゲストティーチャーとして活用してもらいたい。
評価
<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設(公民館・集会所)の整備充実を積極的に行っていただきたい。 ・学校支援地域本部事業を今後も推進していただきたい。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【社会教育課 生涯学習係】

☆基本方針☆

2 青少年・成人・家庭教育の充実

重点目標	担当課
	社会教育課
(1) 青少年健全育成市民会議を中心に、青少年の健全育成を推進するために学校・家庭・地域社会が一体となり地域全体で取り組む組織体制の充実を図る。	
(2) 学校外活動等として、教育ネットワーク推進事業を行う中で放課後子ども教室・学びの教室など拡充と育成に努める。	
(3) 子育てサークルや食育の充実を図るとともに、子育て支援やおとな料理塾などを開設し、支援や交流を行いながら協働ネットワーク化を図る。	

主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 青少年健全育成市民会議総会、講演会の開催。各中学校区青少年健全育成協議会の支援。 ◎ 成人式の実施 ◎ 放課後子ども教室及び学びの教室の推進 ◎ 子ども体験教室の開催

成果・効果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年健全育成推進のため、年4回街頭活動を実施し、「大人が変われば子どもも変わる」運動の啓発に努めた。 ○ 成人の日の前日(1月9日)に成人式を実施し、496名(89.7%)の参加があった。 ○ 西馬城小学校全児童を対象に放課後子ども教室(4年次)及び学びの教室(2年次)を実施した。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後子ども教室及び学びの教室の拡充。 ● 学校、家庭、地域をつなぐ拠点としての公民館体制の在り方。

教育委員会事務点検評価委員の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後子ども教室等を各小学校区において実施すべきだと考えるが、地域性、児童数を考慮して事業展開してもらいたい。
評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭・学校・地域が一体となった、地域ぐるみで子どもたちを支える環境づくりを進めてもらいたい。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【社会教育課 生涯学習係】

☆基本方針☆

3 人権教育の充実

重点目標	担当課
	社会教育課
(1)集会所事業を通して、地域全体で推進を行う体制づくりを図る。	
(2)同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を課題ととらえ人権教育の推進に努める。	
(3)各種学級・講座・教室等に人権学習を取り入れ、地域住民への人権啓発活動に努める。	
(4)人権・同和教育に関する指導者等の養成と資質の向上を図る。	

主な事業
◎教育集会所学習の充実
◎県主催の人権問題研修参加及び人権関係団体主催の各種研修参加による資質向上
◎公民館学級や講座での人権学習の充実
◎宇佐市社会人権教育研究会の運営

成果・効果
○12集会所で地域住民を中心に、部落解消に向けた総合人権学習として取り組むことができた。
○県主催の研修会や人権関係団体主催の各種研修会に参加し、資質の向上に努めた。
○各公民館の学級・講座等で人権学習や講話などを実施し、教育啓発活動に努めた。

課題・問題点
●人権教育担当の社会教育指導員は、非常勤職員で任期があり、毎回後任者の選定に困窮している。長期的な雇用が望ましい。
●小中学生・高校生を対象とした学級を実施しているが、年々地域の子供たちの減少により、学級運営、あり方について考えなければならない時期にきている。

教育委員会事務点検評価委員の意見
・人権教育・啓発を推進する社会教育指導員については人材の確保が容易でないことは理解できるが、努力してもらいたい。また、人材育成にも取り組んでもらいたい。
・年々老朽化していく施設の改善については、年次計画を立案して取り組んでもらいたい。

評価
・地域・家庭・学校が一体となり、地域全体で人権教育・啓発活動に取り組む体制を推進していただきたい。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【社会教育課 スポーツ振興係】

☆基本方針☆

- 1 大分国体で整備された体育施設を有効的な活用を図るとともに、引き続き関連施設等の整備に努める。
- 2 総合型地域スポーツクラブの育成・支援することで、日常のスポーツ活動の推進を行い、市民の健康増進を図る。
- 3 体育協会やスポーツ少年団等において指導者の育成と組織の活性化を図る中で競技力の向上を目指す。

重点目標	担当課
1. 社会体育施設の整備	社会教育課
行う。	
(2)総合型地域スポーツクラブの育成等、スポーツの一層の振興を図るため、関連施設の充実に取り組む。	

主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・院内中央プール改修事業(繰越) ・スポーツ施設整備事業補助金(総合運動場ネット裏本部席工事) ・体育施設管理

成果・効果
<ul style="list-style-type: none"> ・院内中央町民プール(院内中学校プール)を改修したことにより、生徒が快適で清潔なプールの使用ができるようになり、水泳授業の効率化が図られ、体力の向上が図られた。 ・県民体育大会ソフトボール競技開催に伴い、ネット裏本部席を整備したことにより、レベルの高い大会の開催が可能となり経済効果の期待が持てるとともに競技力の向上が図られる。 ・体育施設を管理することにより利用者の満足度がアップし利便性が図られた。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ●老朽化による社会体育施設への維持管理及び修繕に多くの費用がかかっている。 ●スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ推進計画の策定が急務である。 ●総合型地域スポーツクラブや競技団体の積極的な大会の誘致活動や競技会の運営スタッフなどの養成が必要である。

教育委員会事務点検評価委員の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の厳しいなかで社会体育施設を維持管理していくことは難しいが、計画的に補修するなど今後も有効に活用し、市民のニーズに応えることが必要である。 ・スポーツ推進計画については、関係機関、団体と密接に連携を図りながら策定するように。

評価
<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設のより一層の有効利用と経費節減に努力するよう望む。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【社会教育課 スポーツ振興係】

☆基本方針☆

- 1 大分国体で整備された体育施設を有効的な活用を図るとともに、引き続き関連施設等の整備に努める。
- 2 総合型地域スポーツクラブの育成・支援することで、日常のスポーツ活動の推進を行い、市民の健康増進を図る。
- 3 体育協会やスポーツ少年団等において指導者の育成と組織の活性化を図る中で競技力の向上を目指す。

重点目標	担当課
2. 学校体育施設の開放推進	社会教育課
(1)地域スポーツ・レクリエーションの拠点として、学校教育施設を可能な限り開放し、休日・夜間での有効利用を推進する。	

主な事業
・学校教育課及び管理課と連携を図り、体育館をはじめとする学校施設の開放に向けての周知を図る。

成果・効果
・宇佐市においては、総合体育館がないため、学校体育館がスポーツの推進に大きな役割を果たしているため引き続き、学校施設開放推進していく。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ●学校施設利用にあたり、たばこの吸い殻やゴミの持ち帰りが徹底していないところもあり、環境悪化懸念される。 ●学校施設を使用することによる、施設の破損、備品等の劣化がおり、学校教育予算を圧迫する恐れがある。 ●夜間の使用に関し、防犯への懸念 ●使用団体の固定化

教育委員会事務点検評価委員の意見
・財政状況の厳しいなかで施設の補修や備品の購入は難しいが、今後も有効的に活用し、市民のニーズに応えることが必要である。

評価
・学校教育施設のより一層の有効利用と経費節減に努力するよう望む。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【社会教育課 スポーツ振興係】

☆基本方針☆

- 1 大分国体で整備された体育施設を有効的な活用を図るとともに、引き続き関連施設等の整備に努める。
- 2 総合型地域スポーツクラブの育成・支援することで、日常のスポーツ活動の推進を行い、市民の健康増進を図る。
- 3 体育協会やスポーツ少年団等において指導者の育成と組織の活性化を図る中で競技力の向上を目指す。

重点目標	担当課
3. 生涯スポーツの推進	社会教育課
<p>(1)すべての市民が、生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康づくりや体力づくりに自主的に取り組むことができるようスポーツ大会やスポーツ教室などの取組みを推進する。</p> <p>(2)これまでスポーツになじみの薄い人たちに対しては、軽スポーツやレクリエーション大会、スポーツフェスティバル等を通じて、健康の保持、増進が図れるよう努める。</p> <p>(3)宇佐市体育協会や宇佐市体育指導委員及び他の関係者と連携して大会やスポーツイベント等の開催に努める。</p>	

主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・自治区対抗ナイターソフトボールの開催 ・夏季・秋季市民体育大会の開催 ・大分県民体育大会・県内一周駅伝競走大会への参加 ・全国大学選抜相撲・選抜高校相撲 宇佐大会の開催 ・水泳教室、駅伝大会、マラソン大会、県民すこやかスポーツ祭の開催 ・軽スポーツ用具の貸出し

成果・効果
<ul style="list-style-type: none"> ・各種教室や大会を実施したことによりスポーツの推進が図られるとともに市民の健康増進と地域の活性化が図れた。 ・全国大学選抜相撲大会が、50回を迎え相撲の聖地として、観客も増え大きな盛り上がりが見られた。 ・軽スポーツ用具の貸出しや競技方法を指導したことにより、市民が気軽に健康の維持や体力づくりなどを目的にスポーツに親むことができた。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツの推進のための事業実施に係る連絡調整並びに市民に対するスポーツの実技指導などスポーツ推進委員積極的な活用を図る必要がある。 ●スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ推進計画の策定が急務である。 ●生涯スポーツの推進については、指導者、クラブマネージャーの養成が必要である。

教育委員会事務点検評価委員の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツが市民の健康増進や地域活性化に及ぼす影響は大きいので、スポーツ推進委員や指導者を積極的に活用しスポーツの推進を図ること。

評価
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き生涯スポーツの推進について積極的に図るよう望む。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【社会教育課 スポーツ振興係】

☆基本方針☆

- 1 大分国体で整備された体育施設を有効的な活用を図るとともに、引き続き関連施設等の整備に努める。
- 2 総合型地域スポーツクラブの育成・支援することで、日常のスポーツ活動の推進を行い、市民の健康増進を図る。
- 3 体育協会やスポーツ少年団等において指導者の育成と組織の活性化を図る中で競技力の向上を目指す。

重点目標	担当課
4. スポーツ団体及び指導者の育成	社会教育課
(1)自主的なグループ活動を充実させるため、指導者の育成と指導体制の確立に努める。	
(2)地域や職場のスポーツ活動を支える各種スポーツクラブの育成を図る。	
(3)トップアスリートの豊かな経験と卓越した技術を伝えるため講習会や技術指導を行い、子どもたちがスポーツに親しむように努める。	
(4)プロ・企業スポーツチームが学校・地域・スポーツ少年団等と交流する地域貢献活動を支援し、子どもたちに夢を与えると同時にスポーツ団体と指導者の育成に努める。	

主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・宇佐市体育協会加入競技部の支援 ・地域のクラブや職場クラブへの練習・試合場所の提携やスポーツ障害保険の加入促進 ・宇佐市大分トリニータ協力協定推進会議と協力しサッカー教室を開催 ・全国大会出場補助金の支給

成果・効果
<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会加入競技部への支援や全国大会出場補助を行ったことにより、競技力向上に繋がるとともにスポーツ人口の増加が図られた。 ・トップアスリートの身近な指導を受けたことで、子どもたちに夢や感動が与えられた。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ●社会情勢によるクラブチームの縮小、減少や若者の流出によるメンバーの不足や固定化 ●トップアスリートの招へいに係る経費の確保。 ●指導者の育成に係る研修会の周知方法やプログラムの検討

教育委員会事務点検評価委員の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・少子化や社会情勢の変化によりスポーツを取り巻く環境は厳しいが、指導者の育成を積極的に図ることが必要である。 ・体育協会加盟団体と連携を図りながらスポーツ推進を行うこと。

評価
<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会、スポーツ少年団、各種スポーツクラブが連携し競技力の向上やスポーツ活動の推進が図られるような対策を講じるよう望む。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【社会教育課 スポーツ振興係】

☆基本方針☆

- 1 大分国体で整備された体育施設を有効的な活用を図るとともに、引き続き関連施設等の整備に努める。
- 2 総合型地域スポーツクラブの育成・支援することで、日常のスポーツ活動の推進を行い、市民の健康増進を図る。
- 3 体育協会やスポーツ少年団等において指導者の育成と組織の活性化を図る中で競技力の向上を目指す。

重点目標	担当課
5. 施設の利用促進とシステム整備	社会教育課
(1) 指定管理者制度を有効に活用することにより、スポーツ施設の適正な維持・管理を行い、すべての市民が気軽に公平に利用できるよう努める。	

主な事業
・社会体育施設指定管理委託 総合運動場、平成の森公園、白宇津球場、市営四日市プール

成果・効果
・主な社会体育施設を指定管理者に委託することで、利用者へのサービスの向上、経費の削減が図られた。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ● 総合運動場と平成の森公園等のスポーツ施設への維持管理及び修繕に多くの費用がかかっている。 ● 野球場や多目的運動広場の芝管理には、知識と経験が必要であるため、技術者の養成を要望する必要がある。 ● HPを活用し施設のPRを行うことや利用についてのシステムの構築が必要である。

教育委員会事務点検評価委員の意見
・財政状況の厳しいなかで施設を維持管理していくことは難しいが、指定管理者制度を今後も有効的に活用し、市民のニーズに応えることが必要である。

評価
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設のより一層の有効利用と経費節減に努力するよう望む。 ・利用者及び競技団体へのモニタリングの方法等を検討し施設の運営に生かすこと。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【社会教育課 スポーツ振興係】

☆基本方針☆

- 1 大分国体で整備された体育施設を有効的な活用を図るとともに、引き続き関連施設等の整備に努める。
- 2 総合型地域スポーツクラブの育成・支援することで、日常のスポーツ活動の推進を行い、市民の健康増進を図る。
- 3 体育協会やスポーツ少年団等において指導者の育成と組織の活性化を図る中で競技力の向上を目指す。

重点目標	担当課
6. 総合型地域スポーツクラブの育成・支援	社会教育課
(1)学校、地域社会、スポーツ団体等との連携を推進し、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を図る。	
(2)スポーツ少年団の活動を支援するとともに体育協会加盟団体等の充実を図り底辺の拡大に努める。	

主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団の指導者や母集団を対象とした研修会の開催や派遣 ・総合型地域スポーツクラブ グレートサラマンダーへの事務所の貸出しや情報の提供等による支援 ・広域スポーツセンターと協力し既存クラブへの視察や指導助言の実施 ・体育協会加盟団体への情報提供や支援

成果・効果
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ少年団の活動を支援したことにより、青少年の健全育成が図られた。 ・既存クラブへの支援を行ったことにより、地域住民が主体的・自主的にスポーツを行うことができ、地域の活性化が図られた。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ● 少子化によるスポーツ少年団加入者数の減少 ● 総合型地域スポーツクラブの創設支援の取り組みが必要である。 ● 既存の総合型地域スポーツクラブの自主運営のためには、育成支援が必要である。

教育委員会事務点検評価委員の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの創設を安心院地域や宇佐地域でも行う必要である。 ・スポーツ振興計画に総合型地域スポーツクラブの創設・支援を明記し策定するように。

評価
<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブの創設・育成・支援を積極的に図るようよう望む。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【社会教育課 文化財係】

☆基本方針☆

文化財の保存・補修と各種調査の推進

重点目標	担当課
	社会教育課
(1) 文化財保存修理事業に努める。	
(2) 埋蔵文化財及び各種文化財の調査に努める。	

主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 史跡宇佐神宮境内保存修理事業 ◎ 市内遺跡発掘調査事業 ◎ 緊急特別天然記念物オオサンショウウオ生態調査事業 ◎ 史跡環境整備事業 ◎ 文化公園環境整備事業

成果・効果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 八坂神社屋根の葺替えにより歴史的景観の維持、修復現場の公開による観光客誘致ができた。 ○ 法鏡寺遺跡の報告書が刊行され、史跡整備に向けての基礎資料とすることができた。 ○ 安心院高校等と連携して生態調査や植生調査を実施するとともに、データマッピング作業を実施した。 ○ 緊急雇用創出事業により、12箇所約33,600㎡の公有地史跡の草刈ができた。 ○ 放生会発祥の神社ともいわれる歴史的に重要な和間神社境内のトイレの建替えを実施した。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ● 史跡宇佐神宮境内には、保存修理を要する建造物が多くあるため計画的な実施が必要である。 ● 埋蔵文化財調査報告書の成果を素に、史跡整備計画の策定を早急に推進する必要がある ● 指定地である旧南院内村の外側である下流河川における生態調査が必要である。 ● 公有地史跡の管理については、史跡整備を含めた24年度以降の実施計画を策定する必要がある。

教育委員会事務点検評価委員の意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種文化財の保存・整備及び調査・研究を実施していることは認められるが、所有者や関係機関などと協議のうえ、緊急性などをもとに優先順位をつけ効率的・計画的に実施すること。

評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財の保存・整備・調査については評価できるが、活用を含めた一層の努力を望む。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【社会教育課 文化財係】

☆基本方針☆

文化財の保護・継承と普及・啓発の高揚

重点目標	担当課 社会教育課
(1) 文化財関係保護団体の育成に努める。	
(2) 文化財愛護意識の普及・啓発活動に努める。	

主な事業
◎文化財保護管理事業
◎文化財関係団体育成事業
◎市民環境歴史教室
◎ふれあい出前講座講師派遣業務
◎文化財防火デー

成果・効果
○地元が実施する史跡管理について、補助等を行うことで良好な状態で保護することができた。
○市や財団などの補助により、各種伝統芸能を保護・継承することができた。
○年間300名以上の参加者があり、各種文化財についての学習の場を提供できた。
○小学校や公民館の各種学級等を対象に15回以上職員が出向き、学習を深めることができた。
○消火訓練や消防施設の査察により、文化財管理者の保護・防災意識を高めることができた。

課題・問題点
●少子高齢化により、史跡管理者による適切な管理が困難になっているものもある。
●伝統芸能の保護・継承には、多額な経費負担や後継者育成など多くの問題がある。
●他の団体が開催している類似の講座と調整しながら開催する必要がある。
●参加者の年齢などに合わせた内容・表現で説明するため、資料作成に苦慮する。
●すべての文化財管理者を対象にした保護・防災意識の高揚を図る取り組みが必要である。

教育委員会事務点検評価委員の意見
・各種文化財の保護・継承及び愛護意識の普及を実施していることは認められるが、所有者や関係機関などと協議のうえ、文化財を活用した取り組みを計画的に実施すること。

評価
・文化財の保護・継承及び愛護精神の普及については評価できるが、活用を含めた一層の努力を望む。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★ 社会教育関係 【社会教育課 安心院地域教育係】

☆基本方針☆

- 1 社会教育施設の適正な維持・管理・運営
- 2 豊かな人生を創造する生涯学習
- 3 人権学習を推進し、差別のない住みやすい環境づくり

重点目標	担当課
(1)社会教育施設の適切な維持・管理	社会教育課
(2)社会教育の推進体制と機会の充実	
(3)青少年、家庭、成人教育の充実	
(4)人権教育の充実	
(5)B&G安心院海洋センター事業の推進強化	

主な事業(安心院地域教育係)

- ◎公民館(4施設)、集会所(5施設)、グラウンド(1施設)の適正な維持管理と有効利用を図る。
- ◎公民館を拠点とし、地域の特色ある学級、講座、教室の開催
- ◎放課後子ども教室を開設し、青少年の健全育成を図る。
- ◎人権教育の推進と各種教室等に人権学習を取り入れた地域住民への啓発活動
- ◎海洋センター事業によるスポーツ大会の実施。(少年剣道大会・少年ドッジボール大会)

成果・効果

- 老朽化した集会所の改修と中央公民館の耐震診断を行い環境整備、補強計画を行った。
- 講座や教室を開設することにより、地域住民に学習の場を提供し、生涯学習の充実を図った。
- 佐田小学校放課後子ども教室を開設し、安全・安心な子どもの活動場所の確保と様々な体験活動や交流活動を行った。
- 海洋センター事業によるスポーツ大会を開催(少年剣道大会・少年ドッジボール大会)し、青少年育成事業の推進に努力した。

課題・問題点

- 中央公民館は建物の定期点検や耐震診断で危険性が高いと判断され、早急な対応が必要である。
- 社会教育施設の使用料等の管理体制や講座・教室等の運営方法の統一化を図る必要がある。
- 青少年健全育成事業を強化し、放課後子ども教室や学びの教室等の拡充を図る。

教育委員会事務点検評価委員の意見

- ・中央公民館は早急な対応策を立て、地域住民が安心して活動できる社会教育の拠点として、市民サービスの低下を招かないよう努力してもらいたい。
- ・B&G海洋センター事業の推進強化をするためには、スポーツ振興係との関係が必要である。

評価

- ・公民館学級・講座・教室等は地域の特色を生かし、マンネリ化した学習内容にならないよう創意、工夫を希望する。
- ・老朽化した施設は優先順位を決め、年次計画で事業執行してもらいたい。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★ 社会教育関係 【社会教育課 院内地域教育係】

☆基本方針☆

- 1 社会教育施設の適正な維持・管理・運営
- 2 生涯学習の推進
- 3 人権学習の場の提供

重点目標	担当課
(1)社会教育の推進体制と機会の充実	社会教育課
(2)青少年・家庭・成人教育の充実	
(3)人権教育の充実	

主な事業(院内地域教育係)

- ◎中央公民館事業(講座・教室・学級)・地区公民館事業(女性スクール・高齢者学級)の開設
- ◎各集会所を拠点に人権学習事業の開催
- ◎南院内小学生対象の「南院内小学校放課後こども教室」の開催
- ◎公民館・分館(6施設)・集会所(3施設)及び院内文化交流ホールの維持・管理
- ◎公民館・分館(6施設)・集会所(3施設)の改修・修繕

成果・効果

- 講座や教室を開設することにより、地域住民に学習の場を提供し、学習活動の充実を図った。
- 各種関連団体と連携を図りながら、人権学習をはじめさまざまな学習課題に取り組んだ。
- 小学校と連携した、「放課後子ども教室」の開催により青少年育成事業の推進に努力した。
- 老朽化した公民館、集会所の改修を行い集まりやすい施設、快適な施設環境を提供できる様努力した。

課題・問題点

- 講座、教室や社会教育施設の管理(特に公民館)方法等の基本的な統一化。
- 過疎化により、引きこもりがちな高齢者等を対象に、意欲的に参加できる生涯学習の計画
- マンネリ化した講座や教室の改善を行い、地域に併せた学習事業の立案
- 老朽化した公民館・集会所の計画的な改修計画

教育委員会事務点検評価委員の意見

・少子高齢化・過疎化・経済不況・行財改革など非常に厳しい環境下であるが、地域住民にとってサービス低下に繋がらないよう、尚一層の創意、工夫を要望いたします。

評価

- ・学習活動の取り組みや各種団体との連携による事業展開は評価できる。
- ・施設の維持管理について住民へのサービス低下にならないようまた、住民の不信感を招かない様な統一化に心がけてもらいたい。
- ・施設改修については評価できるがより一層の地域のニーズにこたえる施設整備に努力してもらいたい。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【図書館】

☆基本方針☆

1 資料や情報の収集・活用に努める

重点目標	担当課
	図書館
(1) 図書館資料の整備充実	

主な事業
◎一般資料・児童資料・調査相談資料・郷土資料・逐次刊行物・視聴覚資料・障がい者用資料を収集するとともに、子育て支援、ビジネス支援等の世代や実用に即した資料を収集する

成果・効果
○児童図書・一般図書・郷土資料・逐次刊行物・AV資料等の収集・整理・保存に力を入れ、利用者のリクエストにも対応し、資料の整備充実を図ることができた。
○子育てやビジネスに必要な資料を一か所にまとめて排架したことから、利用者が資料を探しやすくなり、貸出増につながった。

課題・問題点
●児童書はよく利用されているために、傷みや汚れが目立ち、また古くなったものが多くなっている。人気のある資料でもそのような資料は敬遠され借りられない傾向があるため、新刊書を購入して児童の読書意欲を高揚させる必要がある。

教育委員会事務点検評価委員の意見
行財政改革により、図書購入費が削減されてきたが、子どもの心の成長には幼少期からの読書習慣が重要であり、また「子育て支援」や「ビジネス支援」など実用に即した資料は、地域活性化の促進にもつながり、不可欠である。図書館が市民の様々な要求に応えるためには、図書購入費の増額が必要である。
評価
読書は、子どもの心の成長に大きな役割を果たしており、すばらしい本と出会う最適な環境づくりが必要である。また若者に対しても子育て支援やビジネス支援のための最新資料を所蔵する必要がある。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【図書館】

☆基本方針☆

2 子どもの読書活動の推進

重点目標	担当課
	図書館
(1)読書活動の推進	

主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ◎図書館利用案内やブックトークの実施 ◎図書館ボランティア等によるおはなし会の実施 ◎俳句大会や読書感想文コンクール、読書感想画展などを実施 ◎小・中学校、高校、及び文庫活動団体等への団体貸出

成果・効果
<ul style="list-style-type: none"> ○図書館の出前サービスとして小学校へのブックトークや新1年生への図書館利用案内を行い、読書活動の推進を図ることができた。 ○館内において図書館員とボランティアによるおはなし会を開催し、本への関心を促すことができた。 ○市内の全小学校を対象にクラス単位の団体貸出を実施している。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ●ブックトークや新1年生への図書館利用案内等の出前サービスを実施し、読書活動の推進に努めているが、利用する学校に偏りがあるので、できるだけ多くの学校等との連携・協力により、さらに図書館の利用促進に努めていく必要がある。 ●「第2次宇佐市子ども読書活動支援プラン」が策定できなかったことから、早急に着手し、子どもの読書活動の推進に取り組まなければならない。

教育委員会事務点検評価委員の意見
<p>図書館が出前サービスを行うことは、図書館の使い方を知り、児童・生徒の読書における興味の高揚を図るいい機会である。図書館の正しい使い方を知れば、ますます本や読書への関心が高まると思うので、図書館と小学校、中学校、高校などが、さらに連携強化ができるよう努力してほしい。</p> <p>子どもの読書活動の推進を図る上で、「第2次宇佐市子ども読書活動支援プラン」の策定は、急務と考えられるので、遅滞なく着手にむけて努力してほしい。</p>
評価
<p>全小学校で利用案内やブックトークが実施されるよう、また俳句大会や読書感想文コンクールをはじめ、読書活動の支援には学校との連携が必須であるため、さらなる連携に努力が必要である。</p>

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【図書館】

☆基本方針☆

3 自動車図書館の巡回等による、全市的な図書館サービスの推進

重点目標	担当課
	図書館
(1)全域サービスの推進	

主な事業
◎2台の自動車図書館による全域サービスの実施
◎分館サービスの充実と支援
◎小・中・高校、及び文庫活動団体等への団体貸出

成果・効果
○自動車図書館の利用促進について、学校図書館協議会などを通して依頼した結果、利用が増え、貸出冊数がのびるなどの成果があった。
○緊急雇用創出事業により常勤の職員配置ができたことから、予約や受け取りをはじめ、読書案内などのサービスの充実を図ることができたため、利用者増につながった。
○市内の全小学校を対象にクラス単位の団体貸出を実施しており、子どもの読書活動の推進と全域サービスの徹底を図ることができた。

課題・問題点
●自動車図書館の利用については、学校間にばらつきがあるため、学校の対応について重ねて依頼を行う必要がある。
●分館からの予約件数が増えたことから、資料を回送するための連絡業務の回数増が課題である。

教育委員会事務点検評価委員の意見
自動車図書館のサービスは、日常的に図書館を利用することができない地域や子ども達へのサービスであるので、読書活動推進のために地域や学校の理解や協力が得られるよう努力してほしい。

評価
自動車図書館2台による市内全域へのサービスは大いに評価できる。今後は、学校間での利用の差が縮まるよう、また地域住民への利用の促進についても呼びかけなどの努力をしていただきたい。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【図書館】

☆基本方針☆

4 情報の発信等に努める

重点目標	担当課
	図書館
(1)情報発信の充実	

主な事業
◎郷土の歴史や文化を中心とした地域情報を発信するため各種展示会の実施 ◎図書館だより「みんと」や市広報、Web等による図書館情報の発信

成果・効果
○2階渡綱記念ギャラリーや玄関ホールにおいて、各種の資料展示会を実施したことで、読書や地域に関する情報の発信を図ることができた。 ○「みんと」「こどもんと」「森のひろば」などの図書館広報誌と「広報うさ」、またホームページに図書館情報を掲載したことで市民が必要な情報を容易く得ることができるようになった。

課題・問題点
●情報化社会が進展する中においては、あらゆる媒体や機会を使って情報発信する必要性が生じている。特にWeb情報は、今後ますますニーズが高まると予想されるので、ホームページやそのコンテンツの充実が急務となっている。

教育委員会事務点検評価委員の意見
ギャラリー展示や玄関ホールでの資料展は、地域情報の発信のみならず、地域の歴史や文化、また芸術等の顕彰にもつながるものであり、常に新しい企画に取り組んで情報提供してほしい。インターネット環境の進化や整備が進む中においては、ホームページのリニューアルなども検討すべきである。また、ホームページ上で図書館広報誌が閲覧できるような工夫がほしい。

評価
ギャラリー展示や広報誌の発行を滞りなく実施している点は評価できる。インターネット環境が整備される中、Web情報の発信は社会の大きなニーズであるが、情報格差が生まれないう、従来の紙面による情報発信も必要である。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【図書館】

☆基本方針☆

5 ボランティアや公共図書館等との緊密な連携と相互協力の推進

重点目標	担当課
	図書館
(1)調査相談の充実	

主な事業
◎ボランティアや類縁機関等との連携及び公共図書館等との相互貸借の実施

成果・効果
○利用者の幅広いニーズに応えるため、他館や類縁機関と協力を強め、自館が所蔵しない資料は借受し、また他館からの要請には貸出するなどして、迅速な資料の提供に努めることができた。
○社会福祉協議会や市民ボランティア(てん・てん・てんの会)などと連携を強めたことで、障がい者用資料の拡充や提供を図ることができた。

課題・問題点
●多岐にわたる利用者ニーズに迅速に応えるためには、幅広く情報収集を行うことが必要であり、さらに多くの類縁機関や市民団体と連携を深めることが課題である。

教育委員会事務点検評価委員の意見
利用者の幅広いニーズに応えるためには、図書館職員の情報収集能力を高めることが不可欠である。インターネットなどを活用して、的確な情報を迅速に検索し、提供できるよう、研修機会などを重ねてスキルアップに努めてほしい。
評価
幅広い利用者ニーズや情報提供に応えるために、図書館間で行う相互貸借の活用は、利用者の調査・研究の支援につながる点で評価できる。また、類縁機関や市民団体との連携についても、弱者支援や協働の観点から大いに評価できる。

宇佐市教育委員会の活動についての点検・評価シート（平成22年度事業）

★社会教育関係 【図書館】

☆基本方針☆

6 市民の多様な学習要求に応える生涯学習の中心拠点づくりの推進

重点目標	担当課
	図書館
(1)多様な学習・活動機会の提供	

主な事業
<ul style="list-style-type: none"> ◎講演会やおはなし会の実施 ◎図書館主催及び利用者主催による各種講座の実施 ◎一日図書館員や夏休み教室の実施 ◎ボランティアの育成とボランティアによる各種サービスの実施

成果・効果
<ul style="list-style-type: none"> ○「子どもの読書週間」及び「秋の読書週間」等に児童文学作家の講演会やボランティアによるおはなし会を開催し、本や読書への関心を高めることができた。 ○図書館主催の「古文書を読む会」「続・横光利一を読む会」等と利用者主催の「俳句会」「絵便り教室」等を開催し、多様な学習・活動機会を提供することができた。 ○夏休み期間に小学生を対象にした「一日図書館員」や工作などを行う「夏休み教室」を開催したことで子どもに対する学習・活動機会を提供することができた。 ○図書館ボランティア(よみきかせ・図書整理・宅配)の育成に努め、活動機会を提供できたことで、児童サービスや障害者サービスの拡充を図ることができた。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ●作家などによる講演会の開催要望が強いが、予算計上が厳しいため、要望に応えられない。たまたま近くで講演する機会があった時などに、ついでに来てもらうというような現状である。 ●多くの市民に参加していただいているが、各講座に参加するメンバーはほぼ固定している。講座案内等の周知方法を検討し、参加者を広げていく努力が必要である。 ●「一日図書館員」には、毎年多くの応募があり、参加できない子どもがいるため回数を増やすなどの対策が必要である。

教育委員会事務点検評価委員の意見
<p>読書週間は国民的な行事であるので、予算獲得の努力をし、図書館にふさわしい講演会等の行事を実現してほしい。</p>
評価
<p>子どもから大人まで、多くの世代が参加できる講座などの活動を実施しており、評価できる。図書館が単に貸出だけの施設とならないよう、今後もこのような活動を継続していくべきである。図書館でのボランティアの育成・活動に力を入れている点は、協働の観点からも大いに評価できる。</p>

Ⅶ 今後の教育委員会の対応と方向性

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成20年度から教育事務の「点検・評価」を学識経験者の知見を活用しながら実施し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられたところである。

今回、昨年度の点検評価の指摘事項等を踏まえながら4度目の点検・評価を行い、平成22年度分の事業について、今後の改善策等の方向性を含めて検証を行った。

なお、この点検・評価を行うにあたっては、上記学識経験者の知見として宇佐市教育委員会事務点検評価委員から貴重なご意見をいただいた。全体としては、点検及び評価の総評（p27～p31）に掲げているとおおり、おおむね良好に行われている旨の評価であったが、一方でいくつかのご指摘もいただいた。

各事業の評価の中には、緊急を要するもの、さらなる事業の拡大を図るもの、あるいは見直しを検討するもの、ニーズの調査が必要なものなど、個別事業ごとに今後の対応の方向性を見出していくことが重要であると考えている。

この点検・評価は、教育委員会の責任体制の明確化を図ることを目的としているため、教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを継続することが重要である。施策の進捗状況についての毎年の点検・評価は、その結果をフィードバックし、新たな取り組みに反映させるPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルの実践につなげていかなければならない。

さらには、教育に関する施策に関し、迅速かつ的確な情報の収集・発信、公聴の機会の充実等による市民の意見等の把握・反映についても、その体制を整えなければならないと考える。

この点検・評価シート自体は、重点目標等に対応した施策を実現する目的のためのひとつの手段・手法であり、議会をはじめ広く市民に公表することによって、よりよい事業の展開を図るためのひとつの方法としての位置づけであることを忘れてはならない。

この報告と公表がPDCAサイクルによって、いわばらせん状の上昇ラインを描くよう、事業の改善・改良を加えて実施することが重要であり、手段が目的化しないように心がけなければならない。

また、点検・評価シート及び評価方法等については、今後さらに発展的に進化するべきものと考えており、本市の実情に応じた教育の振興のため新たな体系だてに基づく施策に対して、達成率の見える化を図り、中期、長期の目標をたてる必要があると考える。

* (①Plan(計画):従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する→②Do(実施・実行):計画に沿って業務を行う→③Check(点検・評価):業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する→④Act(処置・改善):実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする)

宇佐市教育委員会の活動の点検及び評価に関する要綱

平成 21 年 2 月 20 日
教育委員会告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項の規定により行う宇佐市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(点検及び評価)

第 2 条 点検・評価は、前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について行うものとする。

(評価委員)

第 3 条 教育委員会は、点検・評価を行うに当たり、法第 27 条第 2 項の規定による教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、宇佐市教育委員会事務点検評価委員（以下「評価委員」という。）を委嘱する。

2 評価委員は、5 人以内とする。

3 評価委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(意見書の提出)

第 4 条 評価委員は、教育委員会の求めに応じ、点検・評価に関し、意見書を作成し、教育委員会へ提出するものとする。

(市議会への報告)

第 5 条 教育委員会は、法第 27 条第 1 項の規定により、点検・評価の結果に関する報告書を作成し、当該報告書に前条の意見書を添えて、市議会へ提出するものとする。

(公表)

第 6 条 教育委員会は、法第 27 条第 1 項の規定により、前条の報告書の概要を広く市民に公表するものとする。

(庶務)

第 7 条 点検・評価に関する庶務は、教育委員会管理課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、点検・評価に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。